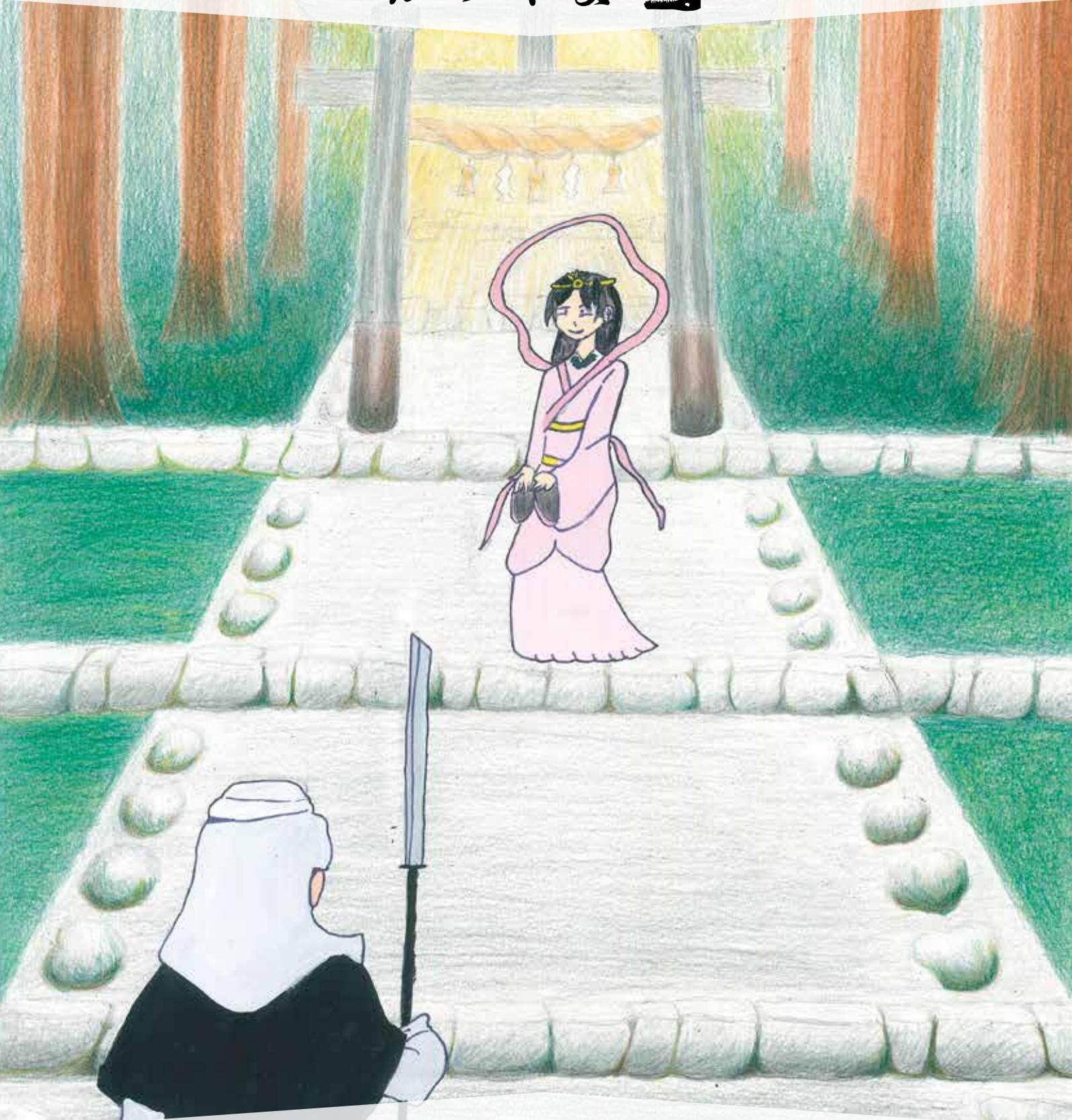


各種行政手続きや補助金制度を紹介します

# 暮らしのガイドブック

かつやま



勝山高等学校



勝山市

この表紙は福井県立勝山高等学校芸術部の  
協力のもと作成しました



## 暮らしの相談電話

### 医療

耳鼻咽喉科いとうクリニック  
 ..... ☎88-1187  
 勝山オレンジクリニック ☎87-2616  
 木下医院 ..... ☎87-3333  
 クリニカ・デ・ふかや ☎88-0011  
 こせ整形外科 ..... ☎88-6655  
 小林眼科 ..... ☎87-7888  
 たけとう病院 ..... ☎88-6464  
 JCHO福井勝山総合病院  
 ..... ☎88-0350  
 芳野医院 ..... ☎88-2005  
 わかばやしこども内科クリニック  
 ..... ☎88-2415

池田歯科医院 ..... ☎87-2100  
 石畝歯科医院 ..... ☎88-0066  
 伊藤歯科医院 ..... ☎88-0525  
 こばやし歯科医院 ..... ☎87-0470  
 ナカミチ歯科 ..... ☎88-5588  
 松村歯科 ..... ☎87-2125

### 各種 相談 窓口

●年金・労務相談、法律相談、障害者相談、心配ごと相談、生活立て直し相談  
 勝山市社会福祉協議会 ☎88-1177  
 ●DV相談、心の相談、育児不安解消サポート「お日さま広場」、エイズ相談検査、B型C型肝炎相談検査、梅毒・性器クラミジア相談検査  
 奥越健康福祉センター ☎66-2076  
 ●年金相談  
 福井年金事務所 ☎0776-23-4518  
 ●消費生活相談  
 勝山市消費センター ..... ☎88-8103  
 ●人権お困り相談  
 福井県人権擁護委員連合会  
 ..... ☎0776-22-4212  
 ●行政相談  
 福井行政監視行政相談センター  
 ..... ☎0776-24-0403  
 ●登記相談  
 福井地方法務局登記部門  
 ..... ☎0776-22-4988  
 ●高齢者相談  
 地域包括支援センター ☎87-0900  
 ●児童・女性相談  
 こども課子育て相談係 ☎88-8771  
 ●小・中・高校生と親の悩みごと相談  
 青少年センター ..... ☎88-0101  
 ●結婚相談  
 結婚相談室 ..... ☎87-6150

子どもの急な病気の相談は  
**☎#8000 / ☎0776-28-2177**

救急車を呼ぶべきか迷ったら  
**☎#7119 / ☎0776-28-2155**

警察に相談したい時は  
**☎#9110 / ☎0779-88-0110**

### 施設

市役所 ..... ☎88-1111  
 ※各種手続き、制度に関しては各ページの問合せ先を参照してください  
 教育会館 ..... ☎88-5555  
 市民会館 ..... ☎88-2222  
 福祉健康センター「すこやか」☎87-0600  
 消防署 ..... ☎88-0400  
 市立図書館 ..... ☎88-6000  
 市民交流センター ..... ☎88-3700  
 市民活動センター ..... ☎87-1011  
 生涯学習センター「友楽喜」☎87-3161  
 地域包括支援センター「やすらぎ」  
 ..... ☎87-0900  
 こども家庭センター ..... ☎88-8771  
 カンガルーのお部屋 ..... ☎87-3830  
 ことばと育ちの教室 ..... ☎87-0777  
 子育て相談 ..... ☎87-8771  
 結婚相談室 ..... ☎87-6150  
 ジオアリーナ ..... ☎88-8127  
 B&G海洋センター ..... ☎89-2922  
 市営温水プール ..... ☎88-3777  
 はたや記念館「ゆめおーれ勝山」  
 ..... ☎87-1200  
 勝山温泉センター「水芭蕉」☎87-1507  
 道の駅「恐竜渓谷かつやま」☎89-2234  
 白山平泉寺歴史探遊館まほろば☎87-6001  
 旧木下家住宅 ..... ☎89-1020  
 克雪管理センター ..... ☎88-0645  
 立川上水道管理センター ☎88-0583  
 勝山浄化センター ..... ☎88-3936  
 和みの杜 ..... ☎88-0477  
 ビュークリーンおくえつ ☎66-6690  
 (大野・勝山地区広域行政事務組合)  
 勝山・永平寺衛生管理組合 ..... ☎88-1499  
 野向町コミュニティセンター☎88-0265  
 北谷町コミュニティセンター☎83-1030  
 勝山まちづくり会館 ..... ☎88-0800  
 猪野瀬こうみん館 ..... ☎88-0313  
 平泉寺まちづくり会館 ..... ☎88-0866  
 村岡まちづくり会館 ..... ☎88-0366  
 荒土まちづくり会館 ..... ☎88-2117  
 北郷まちづくり会館 ..... ☎88-1001  
 鹿谷まちづくり会館 ..... ☎87-2111  
 遅羽まちづくり会館 ..... ☎88-0364

# 目次

115プロジェクトスタート	3ページ
補助金申請に関するお願い	4ページ
ごみの分別、出し方に関するお願い	5ページ

## ごみカレンダー 6ページ

滝波町・村岡町・北郷町・荒土町版	6ページ
元町・本町・栄町・鹿谷町版	9ページ
昭和町・沢町・芳野町・長山町・郡町・野向町・北谷町版	12ページ
旭町・旭毛屋町・立川町・猪野瀬・平泉寺町・遅羽町版	15ページ

## 暮らしの手続きサポートナビ

妊娠したら	18ページ
赤ちゃんが生まれたら	19ページ
赤ちゃんとお母さんの健康	20ページ
休日・夜間に病気になったら	21ページ
地域での子育て支援	21ページ
こどもを預けたい方へ	22ページ
ひとり親家庭の方へ	23ページ
小・中学校への就学は	24ページ
小・中学校を転校する時は	25ページ
市外から勝山市に転入する時は	27ページ
勝山市から市外へ転出する時は	28ページ
市内で住所を変更する時は	28ページ
結婚される方へ	29ページ
パートナーシップ宣誓制度を利用される方へ	29ページ
離婚される方へ	30ページ
おくやみについて	31ページ
障がいのある方へ	32ページ
生活に困った方へ	34ページ
健康で暮らすために	35ページ
国民健康保険制度とは	37ページ
後期高齢者医療制度とは	39ページ
国民年金とは	40ページ
高齢者の方へ	40ページ
介護保険サービスについて	42ページ

## すまいに関する情報 44ページ

- 住宅などの支援制度
- 上下水道について

## 災害に備えましょう 46ページ

- 緊急メールサービスを登録しましょう
- その他防災に関する情報

## 救急・消防について 48ページ

- 救急車・消防車を呼ぶときは
- 消防に関する助成制度

## くらしに関する情報 50ページ

- 公共交通に関する支援制度
- 交通安全に関する支援制度
- ペットなどに関すること
- 廃棄物処理などに関すること
- 廃棄物処理などに関する支援制度
- 公共施設の維持補修に関する助成制度
- 学生向けアパート整備に関する支援制度

## 産業などに関する情報 53ページ

- 雇用・労働支援に関する支援制度
- 農業に関する支援制度
- 林業に関する支援制度
- 農地の利用について
- 中小企業を支援する融資・助成制度

## まちづくりに関する情報 55ページ

- 地域づくりに関する支援制度
- イベント・市民活動などに関する支援制度
- 青少年や子どもなどの育成に関する支援制度
- 図書館の利用について
- 体育施設の利用について
- 文化事業に関する助成制度
- 景観・都市計画について

## 住民票・戸籍・税について 59ページ

- 住民票・戸籍などの交付
- マイナンバーカードについて
- 市税に関すること

こどもが育つ、まちが育つ、わいわいわくわく 未来のかつやま

# いいこ 115プロジェクト スタート!

勝山の未来を担うこどもたち自身の夢を応援し、市の発展につなげる「応援金115」。

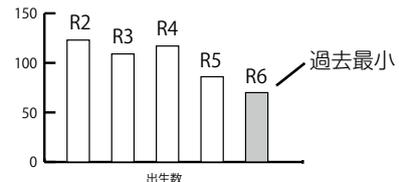
この「応援金115」を中心に、これまで実施してきている子育て支援策や結婚支援策、移住支援策をより充実し、こどもを生みやすく育てやすい魅力あるまちをつくり、人口減少に歯止めをかけます。

応援金115についてはP20の「115 (いいこ) みらい応援事業」をご覧ください。



## 令和6年度の出生数が過去最少!

市の出生数は年々減少しており、令和5年度に初めて100人を割り込み、令和6年度はさらに減少し過去最少となりました。

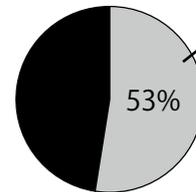


出典：勝山市のすがた



## 子育てにかかる経済的負担が不安!

国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、約53%の夫婦が経済的負担を理由に理想のこどもの数をもたないと回答しています。



「子育てや教育にお金がかかりすぎる」ことが最大の理由

出典：第16回出生動向基本調査（2021）2023.8月公表



## 独自支援でこども・子育ての経済的負担を大幅に軽減!



不妊治療と不育症治療費の無償化（P19）、子ども医療費の18歳までの無償化（P20）、保育料の完全無償化（P22）、児童センター利用料の無料（P25）に加えて、0～18歳までのこどもを対象に毎年6万円（出産時は1万円を追加）を給付し、こども・子育てに係る経済的な負担を大幅に軽減します。



## こどもが育つ環境を充実!



すこやか育児・健康相談（P20）や、地域子育て支援センター「カンガルーのお部屋」（P21）での育児講座・相談などを通じて、こどもの健やかな成長を支援します。教育では英語教育に力を入れているほか、ESD（持続可能な開発のための教育）を推進し次世代を担う人材の育成に取り組んでいます。また大学などに進学された方への支援金（P26）や恐竜学部の学生への支援（P26）など大学への進学も支援しています。



## 移住や定住、市民の活動を積極的に後押し!



U・Iターンで移住される方（P27）、新婚生活をスタートされる方（P30）、勝山に引っ越して住宅を取得される方（P44）などを支援し、定住人口を増やします。また市民が自主的・主体的に実施するイベントなどを応援（P56）し魅力あるまちづくりを進めます。

# 補助金を申請する際は

## 必ず事前に相談してください！

補助金の申請に当たり、交付要綱等に基づく適正な手続が行われない場合、交付決定の取消しや補助金の返還となることがありますので、十分ご注意ください。

### 👉 手続きのスケジュールを厳守してください！

- 補助制度ごとに、交付申請、契約締結手続き、事業の完了、実績報告などの一連の手続きについて期日が定められています。補助要綱等を参照し、必要な手続きを確認するとともに、適切なスケジュールで補助対象事業を実施してください。
- 予算は年度単位で措置されるため、補助対象事業は年度内に完了することが必須なので、確実な進行管理をお願いします。

### 👉 手続きは適正に行ってください！

- 補助金として公費が支出されることを踏まえ、適正に執行してください。

### 👉 財産処分や目的外使用には事前承認が必要です！

- 補助金の交付を受けて取得した機器等については、事前の承認なく、財産処分（貸付・譲渡等）や目的外の使用が禁じられています。
- やむを得ない事情により財産処分等を行う場合には、事前に手続を行う必要があります。また、時期や用途などにより補助金の返還が発生することも十分考慮してください。

## 手続チェックリスト

STEP 01 補助金の相談・交付申請

STEP 02 補助金交付の決定通知（市から交付します）

STEP 03 補助対象事業の実施・完了の報告

STEP 04 完了検査・補助額の決定（市が行います）

STEP 05 補助金請求書の提出

STEP 06 補助金の交付（市から支払われます）

# ごみは正しくごみ捨てましょう！



## ごみの分別、出し方に関するお願い

ごみカレンダーは  
6ページから

- 収集日以外の日には絶対に出さないでください。
- 収集日当日の午前8時までに出してください。
- ステーションは、各地域で決められています。他の地域のステーションには絶対に出さないでください。ステーションを管理している人たちが困りますので、厳守してください。
- 大雪など災害の場合には、ごみ収集ができないこともありますのでご協力をお願いします。
- 指定袋に入っていない燃やせるごみ、中身が確認できない黒いごみ袋・農業用肥料袋やダンボールに入れられたごみ、分別などの守られていないごみは収集できません。各地区で、管理分別をお願いします。



## 以下のごみはステーション、ビュークリーンおくえつには出せません！



### 小型充電式電池

(ニカド電池、ニッケル水素電池  
リチウムイオン二次電池)

小型充電式電池は、ごみ処理の過程で強い圧力がかかると発火し火災につながる可能性があるため、回収を行う「一社JBRC」の協力自治体・協力店に持ち込んでください。



### エアコン、テレビ、冷蔵庫 冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

エアコンなどの家電製品は、家電リサイクル法により、適正な処分を行う必要があります。(部品や分解したものも持ち込みできません)

家電販売店や許可業者に依頼するか指定取引場所まで直接持ち込んでください。



### 農業用品・農機具

園芸支柱、苗箱、害獣対策用柵のリール、マルチ、農薬、肥料などは、販売店もしくはJA（農業協同組合）に相談してください。



### 家庭用パソコン

(デスクトップ本体、ディスプレイ  
ノートパソコン)

家庭用パソコンは、資源有効利用促進法に基づき、回収・リサイクルが行われています。販売店もしくはリネットジャパンリサイクル(株)または各メーカーの問い合わせ窓口に依頼してください。

## ごみに関する助成制度

- 👉 一般廃棄物集積場施設整備費補助金
- 👉 古紙等再資源化促進補助金
- 👉 勝山市エコ環境事業補助金

※詳しくは52ページをご覧ください

詳しくはホームページをご確認ください  
(問) 市民課生活環境係 ☎88-8104



詳細はこちら

# 令和7年度 ごみカレンダー

## 滝波町・村岡町・北郷町・荒土町版

### ◆カレンダーの中の略字説明

可燃・・・燃やせるごみ  
 不燃・・・燃やせないごみ  
 ペット・・・ペットボトル

プラ資・・・プラスチック資源  
 特・硬・・・特殊ごみ・硬質ごみ  
 特別受入・・・日曜日のごみ特別受入日



ごみカレンダー

### 4月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		不燃	缶類 特・硬	可燃		
6	7	8	9	10	11	12
	可燃	古紙	ペット	可燃		
13	14	15	16	17	18	19
	可燃	不燃	缶類	可燃		
20	21	22	23	24	25	26
	可燃	びん類	プラ資	可燃		
27	28	29	30			
<b>特別受入</b>	可燃	不燃	ペット			

### 5月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				可燃		
4	5	6	7	8	9	10
			缶類 特・硬	可燃		
11	12	13	14	15	16	17
	可燃	古紙	ペット	可燃		
18	19	20	21	22	23	24
	可燃	不燃	缶類	可燃		
25	26	27	28	29	30	31
<b>特別受入</b>	可燃	びん類	プラ資	可燃		

### 6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	可燃	不燃	缶類 特・硬	可燃		
8	9	10	11	12	13	14
	可燃	古紙	ペット	可燃		
15	16	17	18	19	20	21
	可燃	不燃	缶類	可燃		
22	23	24	25	26	27	28
<b>特別受入</b>	可燃	びん類	プラ資	可燃		
29	30					
	可燃					

### 7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		不燃	缶類 特・硬	可燃		
6	7	8	9	10	11	12
	可燃	古紙	ペット	可燃		
13	14	15	16	17	18	19
	可燃	不燃	缶類	可燃		
20	21	22	23	24	25	26
	可燃	びん類	プラ資	可燃		
27	28	29	30	31		
<b>特別受入</b>	可燃	不燃	ペット	可燃		

# 滝波町・村岡町・北郷町・荒土町版

## ◆カレンダーの中の略字説明

可燃・・・燃やせるごみ  
 不燃・・・燃やせないごみ  
 ペット・・・ペットボトル

プラ資・・・プラスチック資源  
 特・硬・・・特殊ごみ・硬質ごみ  
 特別受入・・・日曜日のごみ特別受入日

## 8月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
	可燃	不燃	缶類 特・硬	可燃		
10	11	12	13	14	15	16
	可燃	古紙	ペット	可燃		
17	18	19	20	21	22	23
	可燃	不燃	缶類	可燃		
24	25	26	27	28	29	30
<b>特別受入</b>	可燃	びん類	プラ資	可燃		
31						

## 9月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	可燃	不燃	缶類 特・硬	可燃		
7	8	9	10	11	12	13
	可燃	古紙	ペット	可燃		
14	15	16	17	18	19	20
	可燃	不燃	缶類	可燃		
21	22	23	24	25	26	27
	可燃	びん類	プラ資	可燃		
28	29	30				
<b>特別受入</b>	可燃	不燃				

## 10月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			缶類 特・硬	可燃		
5	6	7	8	9	10	11
	可燃	不燃	ペット	可燃		
12	13	14	15	16	17	18
	可燃	古紙	缶類	可燃		
19	20	21	22	23	24	25
	可燃	不燃	プラ資	可燃		
26	27	28	29	30	31	
<b>特別受入</b>	可燃	びん類	ペット	可燃		

## 11月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
	可燃	不燃	缶類 特・硬	可燃		
9	10	11	12	13	14	15
	可燃	古紙	ペット	可燃		
16	17	18	19	20	21	22
	可燃	不燃	缶類	可燃		
23	24	25	26	27	28	29
<b>特別受入</b>	可燃	びん類	プラ資	可燃		
30						



# 滝波町・村岡町・北郷町・荒土町版

## ◆カレンダーの中の略字説明

可燃・・・燃やせるごみ  
 不燃・・・燃やせないごみ  
 ペット・・・ペットボトル

プラ資・・・プラスチック資源  
 特・硬・・・特殊ごみ・硬質ごみ  
 特別受入・・・日曜日のごみ特別受入日



ごみカレンダー

## 12月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	可燃	不燃	缶類 特・硬	可燃		
7	8	9	10	11	12	13
	可燃	古紙	ペット	可燃		
14	15	16	17	18	19	20
	可燃	不燃	缶類	可燃		
21	22	23	24	25	26	27
	可燃	びん類	プラ資	可燃		
28	29	30	31			
<b>特別受入</b>	可燃	不燃				

## 1月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
	可燃	不燃	缶類 特・硬	可燃		
11	12	13	14	15	16	17
	可燃	古紙	ペット	可燃		
18	19	20	21	22	23	24
	可燃	不燃	缶類	可燃		
25	26	27	28	29	30	31
<b>特別受入</b>	可燃	びん類	プラ資	可燃		

## 2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	可燃	不燃	缶類 特・硬	可燃		
8	9	10	11	12	13	14
	可燃	古紙	ペット	可燃		
15	16	17	18	19	20	21
	可燃	不燃	缶類	可燃		
22	23	24	25	26	27	28
<b>特別受入</b>	可燃	びん類	プラ資	可燃		

## 3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	可燃	不燃	缶類 特・硬	可燃		
8	9	10	11	12	13	14
	可燃	古紙	ペット	可燃		
15	16	17	18	19	20	21
	可燃	不燃	缶類	可燃		
22	23	24	25	26	27	28
<b>特別受入</b>	可燃	びん類	プラ資	可燃		
29	30	31				
	可燃	不燃				

# 令和7年度 ごみカレンダー

## 元町・本町・栄町・鹿谷町版

### ◆カレンダーの中の略字説明

可燃・・・燃やせるごみ  
 不燃・・・燃やせないごみ  
 ペット・・・ペットボトル

プラ資・・・プラスチック資源  
 特・硬・・・特殊ごみ・硬質ごみ  
 特別受入・・・日曜日のごみ特別受入日



ごみカレンダー

### 4月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
			缶類	可燃	不燃	
6	7	8	9	10	11	12
	可燃		ペット	可燃	古紙	
13	14	15	16	17	18	19
	可燃		缶類 特・硬	可燃	不燃	
20	21	22	23	24	25	26
	可燃		プラ資	可燃	びん類	
27	28	29	30			
<b>特別受入</b>	可燃		ペット			

### 5月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				可燃	不燃	
4	5	6	7	8	9	10
			缶類	可燃	古紙	
11	12	13	14	15	16	17
	可燃		ペット	可燃	不燃	
18	19	20	21	22	23	24
	可燃		缶類 特・硬	可燃	びん類	
25	26	27	28	29	30	31
<b>特別受入</b>	可燃		プラ資	可燃	不燃	

### 6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	可燃		缶類	可燃	不燃	
8	9	10	11	12	13	14
	可燃		ペット	可燃	古紙	
15	16	17	18	19	20	21
	可燃		缶類 特・硬	可燃	不燃	
22	23	24	25	26	27	28
<b>特別受入</b>	可燃		プラ資	可燃	びん類	
29	30					
	可燃					

### 7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
			缶類	可燃	不燃	
6	7	8	9	10	11	12
	可燃		ペット	可燃	古紙	
13	14	15	16	17	18	19
	可燃		缶類 特・硬	可燃	不燃	
20	21	22	23	24	25	26
	可燃		プラ資	可燃	びん類	
27	28	29	30	31		
<b>特別受入</b>	可燃		ペット	可燃		

# 元町・本町・栄町・鹿谷町版

## ◆カレンダーの中の略字説明

可燃・・・燃やせるごみ  
 不燃・・・燃やせないごみ  
 ペット・・・ペットボトル

プラ資・・・プラスチック資源  
 特・硬・・・特殊ごみ・硬質ごみ  
 特別受入・・・日曜日のごみ特別受入日



ごみカレンダー

## 8月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					不燃	
3	4	5	6	7	8	9
	可燃		缶類	可燃	古紙	
10	11	12	13	14	15	16
	可燃		ペット	可燃	不燃	
17	18	19	20	21	22	23
	可燃		缶類 特・硬	可燃	びん類	
24	25	26	27	28	29	30
<b>特別受入</b>	可燃		プラ資	可燃	不燃	
31						

## 9月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	可燃		缶類	可燃	不燃	
7	8	9	10	11	12	13
	可燃		ペット	可燃	古紙	
14	15	16	17	18	19	20
	可燃		缶類 特・硬	可燃	不燃	
21	22	23	24	25	26	27
	可燃		プラ資	可燃	びん類	
28	29	30				
<b>特別受入</b>	可燃					

## 10月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			缶類	可燃	不燃	
5	6	7	8	9	10	11
	可燃		ペット	可燃	古紙	
12	13	14	15	16	17	18
	可燃		缶類 特・硬	可燃	不燃	
19	20	21	22	23	24	25
	可燃		プラ資	可燃	びん類	
26	27	28	29	30	31	
<b>特別受入</b>	可燃		ペット	可燃	不燃	

## 11月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
	可燃		缶類	可燃	不燃	
9	10	11	12	13	14	15
	可燃		ペット	可燃	古紙	
16	17	18	19	20	21	22
	可燃		缶類 特・硬	可燃	不燃	
23	24	25	26	27	28	29
<b>特別受入</b>	可燃		プラ資	可燃	びん類	
30						

# 元町・本町・栄町・鹿谷町版

## ◆カレンダーの中の略字説明

可燃・・・燃やせるごみ  
 不燃・・・燃やせないごみ  
 ペット・・・ペットボトル

プラ資・・・プラスチック資源  
 特・硬・・・特殊ごみ・硬質ごみ  
 特別受入・・・日曜日のごみ特別受入日

## 12月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	可燃		缶類	可燃	不燃	
7	8	9	10	11	12	13
	可燃		ペット	可燃	古紙	
14	15	16	17	18	19	20
	可燃		缶類 特・硬	可燃	不燃	
21	22	23	24	25	26	27
	可燃		プラ資	可燃	びん類	
28	29	30	31			
<b>特別受入</b>	可燃					

## 1月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
	可燃		缶類	可燃	不燃	
11	12	13	14	15	16	17
	可燃		ペット	可燃	古紙	
18	19	20	21	22	23	24
	可燃		缶類 特・硬	可燃	不燃	
25	26	27	28	29	30	31
<b>特別受入</b>	可燃		プラ資	可燃	びん類	

## 2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	可燃		缶類	可燃	不燃	
8	9	10	11	12	13	14
	可燃		ペット	可燃	古紙	
15	16	17	18	19	20	21
	可燃		缶類 特・硬	可燃	不燃	
22	23	24	25	26	27	28
<b>特別受入</b>	可燃		プラ資	可燃	びん類	

## 3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	可燃		缶類	可燃	不燃	
8	9	10	11	12	13	14
	可燃		ペット	可燃	古紙	
15	16	17	18	19	20	21
	可燃		缶類 特・硬	可燃	不燃	
22	23	24	25	26	27	28
<b>特別受入</b>	可燃		プラ資	可燃	びん類	
29	30	31				
	可燃					



ごみカレンダー

# 令和7年度 ごみカレンダー

## 昭和町・沢町・芳野町・長山町・郡町・野向町・北谷町版

### ◆カレンダーの中の略字説明

可燃・・・燃やせるごみ  
 不燃・・・燃やせないごみ  
 ペット・・・ペットボトル

プラ資・・・プラスチック資源  
 特・硬・・・特殊ごみ・硬質ごみ  
 特別受入・・・日曜日のごみ特別受入日



ごみカレンダー

### 4月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		可燃	缶類		可燃	
6	7	8	9	10	11	12
	不燃	可燃	ペット 特・硬		可燃	
13	14	15	16	17	18	19
	古紙	可燃	缶類		可燃	
20	21	22	23	24	25	26
	不燃	可燃	プラ資		可燃	
27	28	29	30			
<b>特別受入</b>	びん類	可燃	ペット			

### 5月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
					可燃	
4	5	6	7	8	9	10
			缶類		可燃	
11	12	13	14	15	16	17
	古紙	可燃	ペット 特・硬		可燃	
18	19	20	21	22	23	24
	不燃	可燃	缶類		可燃	
25	26	27	28	29	30	31
<b>特別受入</b>	びん類	可燃	プラ資		可燃	

### 6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	不燃	可燃	缶類		可燃	
8	9	10	11	12	13	14
	古紙	可燃	ペット 特・硬		可燃	
15	16	17	18	19	20	21
	不燃	可燃	缶類		可燃	
22	23	24	25	26	27	28
<b>特別受入</b>	びん類	可燃	プラ資		可燃	
29	30					
	不燃					

### 7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		可燃	缶類		可燃	
6	7	8	9	10	11	12
	不燃	可燃	ペット 特・硬		可燃	
13	14	15	16	17	18	19
	古紙	可燃	缶類		可燃	
20	21	22	23	24	25	26
	不燃	可燃	プラ資		可燃	
27	28	29	30	31		
<b>特別受入</b>	びん類	可燃	ペット			

# 昭和町・沢町・芳野町・長山町・郡町・野向町・北谷町版

## ◆カレンダーの中の略字説明

可燃・・・燃やせるごみ

不燃・・・燃やせないごみ

ペット・・・ペットボトル

プラ資・・・プラスチック資源

特・硬・・・特殊ごみ・硬質ごみ

特別受入・・・日曜日のごみ特別受入日

## 8月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					可燃	
3	4	5	6	7	8	9
	不燃	可燃	缶類		可燃	
10	11	12	13	14	15	16
	古紙	可燃	ペット 特・硬		可燃	
17	18	19	20	21	22	23
	不燃	可燃	缶類		可燃	
24	25	26	27	28	29	30
<b>特別 受入</b>	びん類	可燃	プラ資		可燃	
31						

## 9月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	不燃	可燃	缶類		可燃	
7	8	9	10	11	12	13
	古紙	可燃	ペット 特・硬		可燃	
14	15	16	17	18	19	20
	不燃	可燃	缶類		可燃	
21	22	23	24	25	26	27
	びん類	可燃	プラ資		可燃	
28	29	30				
<b>特別 受入</b>	不燃	可燃				

## 10月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			缶類		可燃	
5	6	7	8	9	10	11
	不燃	可燃	ペット 特・硬		可燃	
12	13	14	15	16	17	18
	古紙	可燃	缶類		可燃	
19	20	21	22	23	24	25
	不燃	可燃	プラ資		可燃	
26	27	28	29	30	31	
<b>特別 受入</b>	びん類	可燃	ペット		可燃	

## 11月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
	不燃	可燃	缶類		可燃	
9	10	11	12	13	14	15
	古紙	可燃	ペット 特・硬		可燃	
16	17	18	19	20	21	22
	不燃	可燃	缶類		可燃	
23	24	25	26	27	28	29
<b>特別 受入</b>	びん類	可燃	プラ資		可燃	
30						



# 昭和町・沢町・芳野町・長山町・郡町・野向町・北谷町版

## ◆カレンダーの中の略字説明

可燃・・・燃やせるごみ

不燃・・・燃やせないごみ

ペット・・・ペットボトル

プラ資・・・プラスチック資源

特・硬・・・特殊ごみ・硬質ごみ

特別受入・・・日曜日のごみ特別受入日

## 12月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	不燃	可燃	缶類		可燃	
7	8	9	10	11	12	13
	古紙	可燃	ペット 特・硬		可燃	
14	15	16	17	18	19	20
	不燃	可燃	缶類		可燃	
21	22	23	24	25	26	27
	びん類	可燃	プラ資		可燃	
28	29	30	31			
<b>特別受入</b>	不燃	可燃				

## 1月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
	不燃	可燃	缶類		可燃	
11	12	13	14	15	16	17
	古紙	可燃	ペット 特・硬		可燃	
18	19	20	21	22	23	24
	不燃	可燃	缶類		可燃	
25	26	27	28	29	30	31
<b>特別受入</b>	びん類	可燃	プラ資		可燃	

## 2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	不燃	可燃	缶類		可燃	
8	9	10	11	12	13	14
	古紙	可燃	ペット 特・硬		可燃	
15	16	17	18	19	20	21
	不燃	可燃	缶類		可燃	
22	23	24	25	26	27	28
<b>特別受入</b>	びん類	可燃	プラ資		可燃	

## 3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	不燃	可燃	缶類		可燃	
8	9	10	11	12	13	14
	古紙	可燃	ペット 特・硬		可燃	
15	16	17	18	19	20	21
	不燃	可燃	缶類		可燃	
22	23	24	25	26	27	28
<b>特別受入</b>	びん類	可燃	プラ資		可燃	
29	30	31				
	不燃	可燃				

# 令和7年度 ごみカレンダー

## 旭町・旭毛屋町・立川町・猪野瀬・平泉寺町・遅羽町版

### ◆カレンダーの中の略字説明

可燃・・・燃やせるごみ  
 不燃・・・燃やせないごみ  
 ペット・・・ペットボトル

プラ資・・・プラスチック資源  
 特・硬・・・特殊ごみ・硬質ごみ  
 特別受入・・・日曜日のごみ特別受入日

### 4月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		可燃	缶類	不燃	可燃	
6	7	8	9	10	11	12
		可燃	ペット	古紙	可燃	
13	14	15	16	17	18	19
		可燃	缶類	不燃	可燃	
20	21	22	23	24	25	26
		可燃	プラ資 特・硬	びん類	可燃	
27	28	29	30			
<b>特別受入</b>		可燃	ペット			

### 5月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				不燃	可燃	
4	5	6	7	8	9	10
			缶類	古紙	可燃	
11	12	13	14	15	16	17
		可燃	ペット	不燃	可燃	
18	19	20	21	22	23	24
		可燃	缶類	びん類	可燃	
25	26	27	28	29	30	31
<b>特別受入</b>		可燃	プラ資 特・硬	不燃	可燃	

### 6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
		可燃	缶類	不燃	可燃	
8	9	10	11	12	13	14
		可燃	ペット	古紙	可燃	
15	16	17	18	19	20	21
		可燃	缶類	不燃	可燃	
22	23	24	25	26	27	28
<b>特別受入</b>		可燃	プラ資 特・硬	びん類	可燃	
29	30					

### 7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		可燃	缶類	不燃	可燃	
6	7	8	9	10	11	12
		可燃	ペット	古紙	可燃	
13	14	15	16	17	18	19
		可燃	缶類	不燃	可燃	
20	21	22	23	24	25	26
		可燃	プラ資 特・硬	びん類	可燃	
27	28	29	30	31		
<b>特別受入</b>		可燃	ペット	不燃		



ごみカレンダー

# 旭町・旭毛屋町・立川町・猪野瀬・平泉寺町・遅羽町版

## ◆カレンダーの中の略字説明

可燃・・・燃やせるごみ  
 不燃・・・燃やせないごみ  
 ペット・・・ペットボトル

プラ資・・・プラスチック資源  
 特・硬・・・特殊ごみ・硬質ごみ  
 特別受入・・・日曜日のごみ特別受入日



ごみカレンダー

## 8月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					可燃	
3	4	5	6	7	8	9
		可燃	缶類	不燃	可燃	
10	11	12	13	14	15	16
		可燃	ペット	古紙	可燃	
17	18	19	20	21	22	23
		可燃	缶類	不燃	可燃	
24	25	26	27	28	29	30
<b>特別受入</b>		可燃	プラ資 特・硬	びん類	可燃	
31						

## 9月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
		可燃	缶類	不燃	可燃	
7	8	9	10	11	12	13
		可燃	ペット	古紙	可燃	
14	15	16	17	18	19	20
		可燃	缶類	不燃	可燃	
21	22	23	24	25	26	27
		可燃	プラ資 特・硬	びん類	可燃	
28	29	30				
<b>特別受入</b>		可燃				

## 10月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			缶類	不燃	可燃	
5	6	7	8	9	10	11
		可燃	ペット	古紙	可燃	
12	13	14	15	16	17	18
		可燃	缶類	不燃	可燃	
19	20	21	22	23	24	25
		可燃	プラ資 特・硬	びん類	可燃	
26	27	28	29	30	31	
<b>特別受入</b>		可燃	ペット	不燃	可燃	

## 11月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
		可燃	缶類	不燃	可燃	
9	10	11	12	13	14	15
		可燃	ペット	古紙	可燃	
16	17	18	19	20	21	22
		可燃	缶類	不燃	可燃	
23	24	25	26	27	28	29
<b>特別受入</b>		可燃	プラ資 特・硬	びん類	可燃	
30						

# 旭町・旭毛屋町・立川町・猪野瀬・平泉寺町・遅羽町版

## ◆カレンダーの中の略字説明

可燃・・・燃やせるごみ  
 不燃・・・燃やせないごみ  
 ペット・・・ペットボトル

プラ資・・・プラスチック資源  
 特・硬・・・特殊ごみ・硬質ごみ  
 特別受入・・・日曜日のごみ特別受入日

## 12月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
		可燃	缶類	不燃	可燃	
7	8	9	10	11	12	13
		可燃	ペット	古紙	可燃	
14	15	16	17	18	19	20
		可燃	缶類	不燃	可燃	
21	22	23	24	25	26	27
		可燃	プラ資 特・硬	びん類	可燃	
28	29	30	31			
<b>特別受入</b>		可燃				

## 1月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
		可燃	缶類	不燃	可燃	
11	12	13	14	15	16	17
		可燃	ペット	古紙	可燃	
18	19	20	21	22	23	24
		可燃	缶類	不燃	可燃	
25	26	27	28	29	30	31
<b>特別受入</b>		可燃	プラ資 特・硬	びん類	可燃	

## 2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
		可燃	缶類	不燃	可燃	
8	9	10	11	12	13	14
		可燃	ペット	古紙	可燃	
15	16	17	18	19	20	21
		可燃	缶類	不燃	可燃	
22	23	24	25	26	27	28
<b>特別受入</b>		可燃	プラ資 特・硬	びん類	可燃	

## 3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
		可燃	缶類	不燃	可燃	
8	9	10	11	12	13	14
		可燃	ペット	古紙	可燃	
15	16	17	18	19	20	21
		可燃	缶類	不燃	可燃	
22	23	24	25	26	27	28
<b>特別受入</b>		可燃	プラ資 特・硬	びん類	可燃	
29	30	31				
		可燃				



# 暮らしの手続きサポートナビ



## 妊娠したら

医療機関で妊娠の判定を受けたら妊娠届出を行い、妊娠経過や出産の状況、赤ちゃんの成長を記録するための母子健康手帳を受け取りましょう。

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うため、妊娠届出時に妊婦面談を行います。



市HP

問 こども家庭センター（こども課内） ☎88-8771 健康体育課 ☎87-0888

## 手続きチェックリスト

母子健康手帳の交付手続きは以下のとおりです。

### (1) 妊娠届出および妊婦面談の予約

電話またはメールでお申込みください。

#### ① ☎ 0779-88-8771（こども家庭センター）

※受付時間 8:30～17:15  
（土・日・祝・年末年始除く）

#### ② mail jidou@city.katsuyama.lg.jp

※妊婦氏名、来所希望日時、連絡先を入力してください

※返信のメールを受信できるように設定してください

### (2) 妊娠届出書の提出および妊婦面談

所要時間は約30分です。

#### 【持参書類】

#### ① マイナンバーカード

※ない場合は免許証などの身分証明書類

#### ② 妊婦支援給付金振込先金融機関口座確認書類（通帳等の写し）

#### 【提出先および面談会場】

教育会館2階 こども家庭センター

#### 【申請書類】

#### ① 妊娠届出書

#### ② 妊娠届出時アンケート

#### ③ 妊婦給付認定申請書

※書類は面談時に記載することもできます

#### 【対象者】

妊娠届出：妊婦本人（原則）

妊婦面談：妊婦およびその家族（夫、子など）

※申請書類はホームページからダウンロードできます



ダウンロードはこちら



## 妊娠に関する支援制度

### 🍷 妊婦の健康診査

14回分の妊婦健康診査受診券を交付します。

### 🍷 妊婦のための支援給付

出産・子育ての経済面を支援するため「妊婦支援給付金」を5万円、出産後、出産されたお子様1人につきを5万円支給します。

### 🍷 「出産連携支援」にこにこ妊婦奨励金

福井勝山総合病院で定期的妊婦健診を受け、出産支援体制により福井大学医学部附属病院など

支援制度の詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



県内の医療機関で出産予定の妊婦に対して、奨励金を支給します。

### 🍷 妊産婦バス無料券の交付

母子健康手帳の交付を受けた妊産婦の方（産後1年未満）は、勝山コミュニティバスおよび勝山大野広域路線バスを無料で利用できます。

### 🍷 妊婦あんしん登録事業

救急時・災害時・自家用車等で医療機関に行く手段がない場合、出産前に勝山市消防署・総務

課に情報の登録を行い、迅速な搬送ができることを目的とします。

### 不妊症・不妊治療費の助成

不妊症や不妊症の検査および治療にかかった自己負担額を全額助成します。



## 赤ちゃんが生まれたら

赤ちゃんが生まれたら出生届のほか、児童手当や子ども医療など、いろいろな申請があります。下記のチェックリストを参考に手続きをしましょう。

問 市民課 ☎88-8102 こども課 ☎88-8771



市HP

### 手続きチェックリスト

#### (1) 出生届

##### 【持参書類】

- ①出生証明書（出生届の右欄）
- ②母子健康手帳

##### 【手続き場所】

市役所1階 市民課

##### 【手続き期間】

出生の日を1日目として、14日以内（ただし14日目が休日の時は、休日の明けた日まで）

#### (2) 子ども医療費助成

※出生届とあわせて手続きすると便利です

##### 【持参書類】

- ①保護者名義の預金（貯金）通帳
- ②父母のマイナンバーカード
- ③申請者のマイナ保険証または各種健康保険の資格確認書

##### 【手続き場所】

市役所1階 市民課

##### 【手続き期間】

出生後速やかに（1か月健診までに）

#### (3) 児童手当

※出生届とあわせて手続きすると便利です

### パパママさろん

助産師・保健師から妊娠、出産、育児を学べます。

##### 【持参書類】

- ①保護者名義の預金（貯金）通帳
- ②父母のマイナンバーカード

##### 【手続き場所】

市役所1階 市民課

##### 【手続き期間】

出生月の月末（月後半に出生した場合は、出生の翌日から15日以内）

#### (4) マイナンバーカード交付申請

※出生届とあわせて手続きすると便利です

##### 【持参書類】

特になし

##### 【手続き場所】

市役所1階 市民課

##### 【手続き期間】

出生後速やかに（1か月健診までに）

#### (5) 出産育児一時金

##### 【対象者】

出産される方が国民健康保険の被保険者

##### 【手続き場所】

出産する病院

※出産に係る費用によって、産後に市役所市民課で手続きが発生することがあります



## 妊産婦・こどもに関する支援制度

### 115 (いいこ) みらい応援事業

0～18歳までのこどもを対象に教育や校外活動に係る費用に充てるため毎年6万円（出産時は1万円を追加）を給付します。なお給付金はこどもに対して直接給付（こども名義の口座に振込）します。

### 産婦の健康診査

産婦を対象に、県内医療機関で受診できる産婦健康診査受診券（産後2週間・1か月）を発行します。

### 産後ケア

産後の心身ケア、育児協力が得にくい産婦への支援等を目的とした事業です。出産した子が1歳になる前日までに7回（泊）まで利用できます。

支援制度の詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



### 出産・子育てに関する教室・相談

保健師・管理栄養士・保育士による子どもの発達・育児・栄養に関する相談会、子育てに関する各種教室を開催しています。教室は対象者に個別に案内します。

### 乳幼児訪問

出産後、自宅での育児をサポートするため、保健師・看護師が訪問し、赤ちゃんの体重測定・育児の相談などを行っています。乳幼児の子育てや発達などについての相談も行っています。

### すこやか育児・健康相談会

毎週水曜日、保健師・管理栄養士・保育士によるこどもの発達・育児・栄養についての相談会を実施しています。



## 赤ちゃんとお母さんの健康

赤ちゃんとお母さんの健康を守るさまざまな制度を紹介します。健診や支援制度を活用して母子の健康を推進しています。

問 健康体育課 ☎87-0888 こども家庭センター（こども課内）☎88-8771



市HP

## 赤ちゃんの健康に関する支援制度

### 子ども医療費助成制度

子どもが生まれた日または転入した日から満18歳に達した最初の3月31日までで医療機関（一部対象外）で受診や処方箋を伴う薬を薬局での保険診療分の自己負担が無料になります。

### 新生児聴覚スクリーニング検査

出産後に医療機関で実施する、お子さんの耳のきこえに関する検査費用の一部を助成します。

### 先天性代謝異常等検査

出生直後の赤ちゃんに対して病院で検査を実施、必要に応じて受診の勧奨、保護者の相談を行います。

### 乳幼児の健康診査

【1か月、4か月、9～10か月児健診】

- ① 受ける場所 かかりつけの医療機関
- ② 母子健康手帳交付時に配布される「妊婦乳児

支援制度の詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



健康診査等受診券」を利用

【1歳6か月、3歳、5歳児健診】

- ① 受ける場所 福祉健康センター「すこやか」
- ② 時期が来たら対象者にご案内します

### 子育て教室

身体測定や育児、離乳食の話、情報交換などを行う教室を開催しています。対象者には個別にご案内します。

### こども対象の予防接種

接種時期が来たらご案内します。こどものからだに免疫をつけて、感染症にかからないようにしましょう。

【定期予防接種】

- ① 小児用肺炎球菌 ② B型肝炎 ③ 五種混合
- ④ BCG（結核） ⑤ 麻しん風しん混合 ⑥ 水痘
- ⑦ 日本脳炎 ⑧ 二種混合 ⑨ ヒトパピローマウイルス感染症 ⑩ ロタウイルス



## 休日・夜間に病気になったら

こどもが休日や夜間に具合が悪くなったとき、以下の医療機関などがご利用いただけます。



市HP

問 健康体育課 ☎87-0888

### 小児救急体制

#### 👉 休日救急当番医

- ①利用時間 休日の9:00～17:00
- ②実施機関 市内の医療機関
- ※当番制ですので、市広報プラス版、市ホームページでご確認ください

休日当番医は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



#### 👉 福井県こども急患センター

- ①☎ 0776-26-8800
- ②住所 福井市城東4丁目14-30
- ③診察時間  
月～土 19:00～23:00  
日・休日・年末年始 9:00～23:00
- ※小児軽症患者の診察を行っています

#### 👉 子ども救急医療電話相談

- ①☎ #8000 または 0776-28-2177
- ②相談時間  
月～金 19:00～翌朝9:00  
土 13:00～翌朝9:00  
日・休日 9:00～翌朝9:00
- ※急な病気に関する相談を行っています

#### 👉 小児救急夜間輪番病院

- 【利用時間】 23:00～翌朝8:00（下記いずれも）
- ①福井赤十字病院 月・木曜日
- ②福井済生会病院 火・金曜日
- ③福井県立病院 水・日曜日
- ④福井大学附属病院 土曜日
- ※夜間に重症の小児患者の診療を行っています



## 地域での子育て支援

子育て中の親子が触れ合う場として、また育児の相談や友だちづくりの場としてご利用いただけます。

問 子育て支援センター ☎87-3830 図書館 ☎88-6000

### 地域子育て支援センター「カンガルーのお部屋」

- 【開設時間】 9:30～15:30  
※電話・面談は9:00～17:00
- 【開設日】 月～金曜日  
※月一回土曜日開設  
※年末年始・祝日除く
- 【活動内容】  
・親子で遊ぶ場の提供、育児講座・相談など

活動内容などは右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



### 市立図書館

- 【開設時間】 平日 9:30～19:00  
土・日・祝日 9:30～17:00
- 【休館日】 月曜日、12/29～1/3  
毎月最終木曜日、点検期間（2/24～27）
- 【活動内容】  
・絵本の読み聞かせ、ブックスタートなど

イベントなどは右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



暮らしの手続きサポートナビ



## こどもを預けたい方へ

3歳以上で教育を希望するこども(1号認定)や保育を希望するこども(2・3号認定)を、保育園や認定こども園に無償で預けることができます。

問 こども課 ☎88-8771



市HP

### 手続きチェックリスト

入園手続きは以下のとおりです。

#### (1) 事前相談

入園を希望される方は、事前にこども課(教育会館2階)でご相談ください。

#### (2) 申し込み

##### 【1号認定】

- ①対象年齢 満3歳以上
- ②形態 「保育を必要とする事由」が不要  
※保護者が働いている、働いていないといった制限なし
- ③提出書類 A.施設利用申込書   
B.個人番号確認書

##### 【2号認定】

- ①対象年齢 満3歳以上

##### 【3号認定】

- ①対象年齢 満3歳未満

##### ※【2・3号認定】共通

- ②形態 「保育を必要とする事由」が必要
- ③保育を必要とする事由は下記のとおりで父母ともに次のいずれかに該当
  - 月48時間以上の就労 妊娠・出産
  - 保護者の疾病・障害 職業訓練
  - 親族の介護・看護 災害復旧
  - 継続的な求職活動 就学
  - 虐待やDVのおそれがあること
  - 満1歳までのこどもの育児のため、兄弟が保育園を利用する必要があること
  - 育児休業取得中にすでに保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要であること
- ④提出書類 A.施設利用申込書   
B.個人番号確認書   
C.就労証明書   
D.就労予定申立書   
E.保育を必要としている事由申立書   
※C～Eはいずれかを提出

### その他子育てに関する支援制度

#### 🍃一時預かり事業

一部の保育園などで、保護者の疾病および緊急、一時的な需要に対応するために保育園などに入園していない乳幼児の一時的な保育を行います。

#### 🍃子育て生活応援隊事業

第1子を出産予定の妊婦がいる家庭および小学校3年生までの児童がいる家庭を対象に、一時預かりや幼稚園・保育園などへの送迎(徒歩のみ)、生活支援などを行います。

#### 🍃病児・病後児保育

小学校6年生までの児童の病氣中や病氣回復期で集団保育が困難な期間、病児保育園で保育を実施します。

支援制度の詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



実施施設 ひかり病児保育園(元町1-9-45)

☎88-0288

利用料 1日2,000円

※第2子以降、ひとり親家庭などは無料

#### 🍃体調不良児対応

園児が保育中に体調不良となった場合、施設内の専用スペースにおいて安全安心な体制で保育を実施します。

実施施設 上野こども園(荒土町別所33-58-1)

☎89-2022

※利用は当該施設に通園している児童に限ります

## トワイライトステイ・ショートステイ

保護者の病気や就労など家庭でこどもを養育することが一時的に困難な場合、市が指定する施設において養育などを行います。

実施施設 偕生慈童苑（2歳以上児）  
福井県済生会乳児院（2歳未満児）  
利用期間 トワイライトステイ（おおむね6か月以内）  
ショートステイ（連続する7日以内）



## ひとり親家庭の方へ

こども課ではひとり親家庭相談窓口を設け、生活の悩み相談や経済的なこと、どのような制度があるのか知りたいなどひとり親家庭全般の相談を受け付けています。

問 こども家庭センター（こども課内） ☎88-8771



市HP



暮らしの手続きサポートナビ

## ひとり親家庭経済的支援

### 児童扶養手当

18歳年度末までのこどもを養育しているひとり親に支給します。（所得制限があります）

### 母子・父子家庭医療費助成

20歳未満のこどもがいるひとり親家庭の親とその20歳未満のこどもの医療費の一部負担金が助成されます。（所得制限があります）

### 母子・父子家庭寡婦福祉貸付金

ひとり親家庭の生活の安定、こどものすこやかな育成のための貸付制度です。

### ひとり親家庭の高校生通学定期代助成

奥越明成高校・大野高校定時制への京福バスの通学定期券、福井方面の高校へのえちぜん鉄道の通学定期券の購入費用を助成します。（所得制限がありますので事前にご相談ください）

## ひとり親家庭就労支援

### 母子・父子自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母または父子家庭の父の就業を支援するため、教育訓練対象講座を受講し、修了した場合、受講料の一部を支給します。（受給要件の審査と受講前に講座の指定を受ける必要がありますので事前にご相談ください）

### 高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母または父子家庭の父が専門的な資格取得のために修業する場合、生活費「高等職業訓練促進給付金」を支給します。（受給審査がありますので事前にご相談ください）



## 小・中学校への就学は

勝山市では特別な事情を除き、校区によって就学する学校が指定されています。満6歳になると4月から小学校へ、小学校を卒業すると中学校へ入学することになります。入学までの予定は次のようになります。

問 こども課 ☎88-8771 教育総務課 ☎88-8112



市HP

### 手続きチェックリスト

#### 小学校への入学について

市立小学校の入学までの流れは以下のとおりです。

##### (1) 就学時健康診断のご案内を送付

9月中旬に各家庭にお届けします。

##### (2) 就学時健康診断の実施

10月中旬～11月中旬にかけて入学予定の小学校にて、就学時健康診断を実施します。

##### (3) 就学通知書を送付

1月下旬～2月上旬に就学通知書をお届けします。

※入学する学校、入学式の予定を確認してください

※2月中旬になっても就学通知書が届かない場合は、お手数ですがご連絡ください

##### (4) 新入生体験入学や入学説明会の開催

小学校が準備・案内を行います。

※こちらの案内は、各小学校から、在籍している幼稚園、保育園、認定こども園を通じて届きますので、ご確認ください

##### (5) 入学届の提出

就学通知書に基づいて、指定の学校に入学届を提出します。

【提出書類】

- ①就学通知書
- ②家庭環境調査票
- ③健康に関する調査書
- ④下校指導帰宅先連絡票

#### 中学校への入学について

##### (1) 就学通知書を送付

1月下旬～2月上旬に在籍している小学校を通じて就学通知書をお届けします。

※入学式の予定を確認してください。

##### (2) 新入生体験入学や入学説明会の開催

中学校が準備・案内を行います。

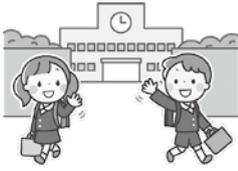
※こちらの案内は、各中学校から、在籍している小学校を通じて届きますので、ご確認ください

##### (3) 入学届の提出

就学通知書に基づいて、指定の学校に入学届を提出します。

【提出書類】

- ①就学通知書
- ②家庭環境調査票
- ③健康に関する調査書
- ④下校指導帰宅先連絡票



## 小・中学校を転校する時は

市内での転居による転校あるいは勝山市への転入による転校、市外への転出による転校の手続の概要は以下のとおりです。なお詳細については、在籍している学校、あるいは、教育総務課へお問い合わせください。

問 教育総務課 ☎88-8112 こども家庭センター（こども課内）☎88-8771



市HP

### 手続チェックリスト

#### 転居または勝山市への転入による転校

##### (1) 必要書類の受領

転校が決まったら、在籍している学校へ連絡し、次の2つの書類をもらってください。

###### 【書類】

- ①在学証明書
- ②転学児童生徒教科用図書給与証明書

##### (2) 住民異動手続き

市役所 市民課窓口で住民異動手続き(異動あるいは転入)を行ってください。

##### (3) 学校指定通知書の交付

(2) の手続きののち、教育総務課が学校指定通知書を交付します。

##### (4) 書類の提出

転校先の学校が決まったら、その学校へ①、②の書類を提出してください。

#### 勝山市外への転出による転校の場合

##### (1) 必要書類の受領

転校が決まったら、在籍している学校へ連絡し、次の2つの書類をもらってください。

###### 【書類】

- ①在学証明書
- ②転学児童生徒教科用図書給与証明書

##### (2) 住民異動手続き

市役所 市民課窓口で住民異動手続き(異動あるいは転入)を行ってください。

##### (3) 転出先での手続き

新しい住所のある市町村役場および教育委員会で、手続きを行ってください。

### 小中学生への支援

#### 👉 児童センター（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）

市内の9つの市立小学校区に9か所の児童センターを設置し、留守家庭児童の預かりとこどもの安全・安心な放課後の居場所づくりを行っています。住民基本台帳に勝山市の住民として記録されている小学生であれば申請のうえ、無料で利用できます。



支援制度の詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



#### 👉 就学援助制度

経済的に困っている家庭に対して、就学援助（学用品、通学用品、学校給食、修学旅行など）を行っています。ただし世帯の収入によります。



#### 👉 勝山市小中学生スポーツ等派遣事業補助金

小中学生が選抜を経て、ブロック大会や全国大会などに出場または参加する場合、その団体・個人などに対して出場費の一部を補助します。



暮らしの手続きサポートナビ

## その他教育を受ける方への支援

### 👉 進学支援金制度

市内に住所がある方の子どもなどで、令和7年4月1日以降に大学（大学院は除く）・専門学校などに進学された方に一人当たり3万円を給付します。

### 👉 奨学金返還減免制度

勝山市育英資金奨学金の貸与を受けた方のうち、大学等卒業後4年（医師は6年）以内に勝山市内に定住し、市内または近隣市町において就業した方の奨学金返還額を減免します。（公務員は対象外）

#### ① 減免額

当該年度の返還額の1/4

※市内医療機関の看護師、准看護師、市内介護サービス事業所の介護サービス従事者又は、市内障がい福祉サービス等事業所の障がい福祉サービス従事者として就職した方は1/2

※市内医療機関に医師として就職した方は全額免除

#### ② 減免期間

減免申請年度～返還終了年度

※毎年申請が必要

### 👉 奨学金の返還を猶予

現在奨学金を返還中の方が、返還猶予を希望する場合に1年間猶予します。返還猶予願を教育総務課に提出してください。

### 👉 奥越地区再編高等学校バス通学費補助金

奥越明成高等学校および大野高等学校定時制に通学する勝山市内在住の生徒に対し、バス通学費を補助します。

※助成額 通学定期券の購入代の10%相当額

※ひとり親家庭の高校生通学定期代助成（23ページ）との併用はできません

支援制度の詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



### 👉 福井県立大学恐竜学部生生活事業補助金

市内に居住し県立大学恐竜学部に通う学生を対象に生活に関連する支援を行います。

#### ① 学生アパート等の家賃助成

市外出身者で市内にアパートを賃借する学生に対し家賃の1/2（上限1万円/月）を助成

#### ② 自動車維持費の助成

市外出身者または市民で、市内にアパートなどを賃借して生活し恐竜学部に通う学生に対し、自動車などの維持費（駐車場代、ガソリン代など）を助成（自動車5,000円/月、バイク3,000円/月）

#### ③ 学び応援金

市外出身者または市民で、市内にアパートなどを賃借して生活し恐竜学部に通う学生に対し、月額1万円を給付

#### ④ 市内への引っ越し費用助成

市外から勝山市内に引っ越す学生を対象に、1回5万円を助成

※ひとり1回のみ

#### ⑤ ジオアリーナなどの公共施設利用料金の特例

恐竜学部に通う学生を対象に、学生証の提示により市内公共施設の利用料金について市民料金を適用



### 👉 移住支援金

東京圏の大学・大学院に4年以上在学する卒業年度の学生に対し、就業予定先の勤務地が福井県内にある場合、就職活動にかかる東京圏から福井までの往復交通費と、就職時に必要となる引っ越し費用を支援します。



## 市外から勝山市に転入する時は



あらかじめ以前住んでいた市区町村へ転出の届出をしていただいた後、お引越しをした日から14日後までに、勝山市に届出をしてください。なお、お引越し予定ではお手続きできませんのでご注意ください。



市HP

問 市民課 ☎88-8102

### 手続きチェックリスト

#### (1) 届出に必要なもの

- ① 転出証明書（交付者のみ）
- ② 本人確認できるもの   
※顔写真付き身分証明書（1点）  
※上記をお持ちでない場合  
（資格確認書など）（2点）
- ③ マイナンバーカード（交付者のみ）
- ④ 住民基本台帳カード（交付者のみ）
- ⑤ 委任状（代理人選任届）   
※手続きされる方が代理人の場合

- ⑥ 在留カードまたは特別永住者証明書   
※手続きされる方が外国人の場合

#### (2) 届出期間

転入した日から14日以内に市役所1階市民課の窓口で手続きをお願いします。

#### (3) 届出する方

本人（本人以外は委任状が必要）



暮らしの手続きサポートナビ

### 転入届に応じて必要な手続き

必要に応じて職員がご案内します。

- ① 世帯主の変更
- ② 国民健康保険加入・変更手続き（該当者）
- ③ 後期高齢者医療制度加入手続き（該当者）
- ④ 介護保険加入手続き（該当者）
- ⑤ 障害者手帳住所変更手続き（該当者）

#### ⑥ 子どもの転入に関する手続き

- ア) ひとり親（母子・父子）関係
- イ) 子ども医療費助成制度関係
- ウ) 児童手当関係
- エ) 母子手帳交付関係  
※妊婦や生後10か月未満の子が転入する場合
- オ) 予防接種受診関係  
※7歳半までの子が転入する場合
- カ) 認定こども園など通園関係
- キ) 小・中学校転校関係

### 転入した方への支援制度

#### 🍷 移住支援金交付事業

- ① 東京圏からの転入者への支援  
東京23区（移住者または通勤者）から勝山市に移住し、福井県が選定した移住支援金（東京圏型）対象企業に就業した方または起業支援金の交付決定を受けた方に支援金を交付します。
- ② 福井県外からの転入者への支援  
県外から市内に転入し、就職もしくは起業した方に支援金を交付します。

支援制度の詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



- ③ 市外からの転入者への支援  
市外から転入した方に支援金を交付します。
- ④ 東京圏の大学等に在学している学生への移住支援  
県内に就職、市内に転入した場合の支援、また就職活動に係る交通費を支援します。  
※詳細についてはお問い合わせください

#### 🍷 定住化促進事業

定住の意思を持った転入者または50歳以下の方で、新築・中古住宅の取得やリフォーム対し助成します。（詳細は44ページ）



## 勝山市から市外へ転出する時は

お引越し日が決まった時から、お引越しをした日の14日後までに、勝山市に届出をしてください。その後、お引越し先の市区町村にて転入手続きをしてください。

問 市民課 ☎88-8102



市HP

### 手続きチェックリスト

#### (1) 届出に必要なもの

- ①本人確認できるもの   
※顔写真付き身分証明書（1点）  
※上記をお持ちでない場合  
（資格確認書など）（2点）
- ②マイナンバーカード（交付者のみ）
- ③住民基本台帳カード（交付者のみ）
- ④国民健康保険資格確認書または被保険者証  
（加入者のみ）
- ⑤介護保険証（交付者のみ）
- ⑥後期高齢者医療資格確認書または被保険者証  
（加入者のみ）
- ⑦印鑑登録証（登録者のみ）
- ⑧その他、市発行の各種保険証・受給者証など

#### (2) 届出期間

あらかじめ転出する前に

#### (3) 届出する方

本人または同一世帯員の方

#### (4) 窓口以外の手続きについて

##### ①郵送による手続き

市ホームページから郵送用の転出届をダウンロードし郵送してください。詳細は市ホームページをご確認ください。

##### ②マイナポータルからオンラインによる手続き

マイナポータル「引越し手続きについて」



## 市内で住所を変更する時は

市内間で引越しをされた方は、お引越しをした日から14日後までに届出をしてください。

問 市民課 ☎88-8102



市HP

### 手続きチェックリスト

#### (1) 届出に必要なもの

- ①本人確認できるもの   
※顔写真付き身分証明書（1点）  
※上記をお持ちでない場合  
（資格確認書など）（2点）
- ②マイナンバーカード（交付者のみ）
- ③住民基本台帳カード（交付者のみ）
- ④国民健康保険資格確認書または被保険者証  
（加入者のみ）
- ⑤介護保険証（交付者のみ）

#### ⑥後期高齢者医療資格確認書または被保険者証（加入者のみ）

#### (2) 届出期間

転居した日から14日以内に市役所1階市民課の窓口で手続きをお願いします。

#### (3) 届出する方

本人または同一世帯員の方



## 結婚される方へ

ご結婚おめでとうございます。婚姻に伴う戸籍の異動は、夫婦、親子など個人の身分関係を登録し証明するもののため、正確な届出が必要です。



市HP

問 市民課 ☎88-8102

### 手続チェックリスト

#### (1) 届出に必要なもの

- ①本人確認できるもの
- ※顔写真付き身分証明書 (1点)
- ※上記をお持ちでない場合 (資格確認書など) (2点)

#### (2) 婚姻届のチェックリスト

- ①証人欄に18歳以上の方2人の署名・押印
- ②婚姻届と同時に転入される場合は転出証明書 (交付者のみ)

※住所変更の届出は開庁時間内に限ります

### 婚姻に伴う必要な手続き

必要に応じて職員がご案内します。

- ①住民異動届
- ②マイナンバーカードの券面記載事項の変更  
※氏名の変更等がある場合
- ③国民健康保険の変更 (加入者)
- ④年金手帳・年金受給者の変更 (該当者)
- ⑤印鑑登録の廃印 (該当者)

### 結婚に向けたの支援制度

問 こども課 ☎88-8771

#### 結婚相談

結婚相談員による定例相談のほか、民間の結婚相談所の婚活アドバイザーを活用した相談会、結婚に向けた婚活イベント、婚活アドバイザーによる

支援制度の詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



イベント前のフォローアップ講座、結婚希望者や結婚相談員向け講座を開催しています。開催日などは広報かつやまやホームページでお知らせします。

### パートナーシップ宣誓制度を利用される方へ

一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、お互いを人生の「パートナー」とすることをお二人の意思により宣誓し、市が証明書 (受領証) を交付します。法律上の婚姻とは異なり、法的な権利の発生や義務の付与は伴いません。

問 未来創造課 ☎88-1115



市HP

### 手続チェックリスト

#### (1) 利用できる方

次の要件を全て満たしている方が利用できます。

- ①お二人がどちらも成年に達していること
- ②双方もしくは、いずれかが勝山市民である、または市内への転入を予定していること
- ③お二人が、どちらも現に婚姻 (事実上婚姻と

同様の関係を含む) していないこと

- ④お二人が、どちらも現に別の方とパートナーシップを形成していないこと
- ⑤お二人が、民法に規定する婚姻できない続柄 (近親者など) でないこと



暮らしの手続きサポートナビ

## (2) 手続きに必要なもの

※宣誓希望日の5開庁日前までに書類の提出と宣誓日の予約をしてください

①宣誓書

②本人確認できるもの

※顔写真付き身分証明書（1点）

※上記をお持ちでない場合

（資格確認書など）（2点）

③住民票の写しまたは転入予定が分かる書類

④独身であることを証明する書類

⑤（通称名を使用する方）通称名の使用を証明する書類

※「パートナーシップ制度自治体連携ネットワーク」に加盟している自治体で制度を利用し転入された方は、継続申告書の提出により、手続きが簡略されます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

## 結婚やパートナーシップの宣誓をされた方への支援制度

問 こども課 ☎88-8771

### 結婚新生活支援事業

夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下など条件を満たされた方で、結婚やパートナーシップの宣誓に伴い、新たに生活を始める新婚夫婦などを応援するため、住宅の取得や引越費用などを支援します。

支援制度の詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



### 早婚夫婦支援事業

「結婚新生活支援事業」の対象者のうち、夫婦双方もしくはどちらかの年齢が29歳以下の若い夫婦などを対象に、結婚などに伴う新生活のスタートアップを支援します。



## 離婚される方へ

裁判によらず、お話し合いで離婚（協議離婚）する方は、成人二人に証人になってもらい、離婚届を提出してください。裁判所で離婚が成立した方は、成立日を含めて10日以内に調停調書や審判書謄本、確定証明書等を添付して離婚届を出してください。なお離婚に伴う戸籍の異動は、夫婦、親子など個人の身分関係を登録し証明するもののため、正確な届出が必要です。

問 市民課 ☎88-8102



市HP

## 手続きチェックリスト

### (1) 届出に必要なもの

①本人確認できるもの

※顔写真付き身分証明書（1点）

※上記をお持ちでない場合

（資格確認書など）（2点）

②印鑑（シャチハタ印不可）

### (2) 離婚届のチェックリスト

①証人欄に18歳以上の方2人の署名・押印

### 離婚に伴う必要な手続き

必要に応じて職員がご案内します。

①住民異動届

②マイナンバーカードの券面記載事項の変更

※氏名の変更等がある場合

③国民健康保険の変更（加入者）

④年金手帳・年金受給者の変更（該当者）

⑤印鑑登録の廃印（該当者）

⑥離婚の際に称していた氏を称する届出

※結婚時に使用していた氏を用いたい場合

⑦子どもがいる場合の諸手続き

※「児童手当」「子ども医療」「ひとり親家庭」に関する手続きが必要な場合があります。



## おくやみについて

謹んでお悔やみ申し上げます。死亡届は死亡の事実を知った日から7日以内に提出してください。なお死亡に伴う戸籍の異動は、夫婦、親子など個人の身分関係を登録し証明するもののため、正確な届出が必要です。

問 市民課 ☎88-8102



市HP

### 手続きチェックリスト

#### (1) お亡くなり後の流れ

- ①死亡診断書の受取
- ②近親者への連絡（必要に応じて）
- ③葬儀社の選定（必要に応じて）
- ④火葬場の仮予約
- ※電話等で希望する時間が空いているか確認してください。空いていれば、そのまま電話で仮予約できます
- ⑤ご遺体の搬送

#### (2) 死亡届の提出

【届出に必要なもの】

死亡診断書または死体検案書

【届出期間】

死亡の事実を知った日から7日以内

【届出義務者・資格者】

- ①親族
- ②同居者
- ③家主・家屋管理人・土地管理人
- ④後見人 など

#### (3) 和みの杜（火葬場）の利用

「和みの杜（なごみのもり）」とは、勝山市営の火葬場のことです。

【利用手続き】

- ①和みの杜使用許可書を受領  
※死亡届の提出時に発行されますので、その際に利用料金を納めてください。
- ②火葬  
※火葬時に許可証を和みの杜の管理人に提出してください。
- ③火葬済み証明書の受領  
※火葬後に証明書が発行されます。

#### お亡くなりになった方の手続き

死亡届提出後に職員が詳しく説明します。

【保険関係など】〈問〉市民課（市民・国保年金）☎88-8102

- ①国民健康保険関係（加入者）
  - ※資格確認書の返還
  - 葬祭費の申請
  - 資格確認書の差し替え
- ②後期高齢者医療保険関係（加入者）
  - ※資格確認書の返還
  - 葬祭費の申請
  - 給付に関する振込口座変更届
  - 保険料還付請求書兼振込依頼書の申請

- ③印鑑登録（登録者）
  - ※印鑑登録証（カード）の返還

- ④住民基本台帳カード（該当者）
  - ※住民基本台帳カードの返還

- ⑤年金受給権死亡届（報告書）
- ※詳細は右記ホームページをご確認ください



【市税関係】〈問〉市民課（税）☎88-8101

- ①市県民税・国民健康保険税（該当者）
  - ※市県民税に係る代理納税義務者届
  - 国民健康保険税に係る代理納税義務者届
- ②固定資産税（該当者）
  - ※固定資産税相続人代表者指定届
  - 共有固定資産代表者指定届
- ③軽自動車税（該当者）
  - ※軽自動車納税義務者届
  - 軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請
- ④口座振替関係（該当者）
  - ※市税口座振替解約届
  - 市税等口座振替申込書

※詳細は右記ホームページをご確認ください



暮らしの手続きサポートナビ

「お亡くなりになった方の手続き」の続き

【障がい者関係】 〈問〉福祉課 ☎87-0777

①障がい者手帳関係（該当者）

- ※身体障害者手帳の返還
- 知的障害者（療育）手帳の返還
- 精神障害者保健福祉手帳の返還

②自立支援医療受給関係（該当者）

- ※受給者証の返還

③重度障害者医療関係（該当者）

- ※受給者証の返還
- 通帳のコピー
- （医療機関の窓口で支払った一部負担金を償還するため）

【子ども関係】 〈問〉こども課 ☎88-8771

①子ども医療費関係（該当者）

- ※ 受給者の変更手続き
- （死亡者が受給者（主に父）の場合）

②児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当（該当者）

- ※受給者の変更手続き
- （死亡者が受給者（主に父）の場合）
- 支払いの手続き
- （未払いの手当があった場合）
- 証書の返還
- （児童扶養手当、特別児童扶養手当のみ）

【介護保険関係】 〈問〉健康体育課 ☎87-0888

①保険証など（該当者）

- ※被保険者証などの返還
- 勝山温泉センター水芭蕉・健康の駅「湯ったり勝山」利用証明書の返還

②高額介護関係（該当者）

- ※総合事業サービス費支給申請書・請求書
- （高額介護費用の振込先の変更のため）

【公共交通関係】 〈問〉未来創造課 ☎88-8114

①市内バス無料乗車券（写真付き）の返還

【上下水道関係】 〈問〉上下水道課 ☎88-8109

- ①使用者・所有者の変更手続き
- ②使用料振替口座の変更手続き

【農地関係】 〈問〉農業委員会事務局 ☎88-8115

①相続により農地を取得した方は所有者変更の届出が必要

【森林関係】 〈問〉農林課 ☎88-8106

①相続、売買契約、贈与、法人の合併などにより森林の土地を取得した方は所有者変更の届出が必要



## 障がいのある方へ

「身体障害者福祉法」に基づき交付される障害者手帳は、障がい者の各種サービスを受けるときに必要です。身体に障がいがある方が、その障がいがある指定医師によって手帳の交付基準に該当すると判断された方が対象となります。

問 福祉課 ☎87-0777



市HP

## 手続きチェックリスト

### (1) 身体障害者手帳の申請

※身体障害者手帳の交付基準に該当するかどうかについては、主治医にご相談ください

①身体障害者手帳交付申請書

②指定医が記入した診断書

※所定の様式になっています

③本人の写真 2枚

※縦4cm×横3cm

④マイナンバーカード関係書類

## (2) 障がいの種類

視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語、そしゃく、  
上肢、下肢、体幹、心臓、じん臓、呼吸器、ぼ  
うこう、直腸、小腸、免疫機能、脳原性上肢・  
移動、肝臓

## (3) 手帳ができるまでの期間

内容によっても異なりますが、申請をしてからお  
およそ1か月から1か月半くらいでお渡しでき  
ます。

### 障がい者の方への支援制度

※以下の制度については、障害者手帳の等級によ  
り対象とならない場合がありますので、あらか  
じめお問い合わせください

#### 👉療育手帳

知的障がい児（者）に対して指導・相談を行う  
とともに、知的障がい児（者）に対する各種のサー  
ビスを受けやすくするためのものです。障がいの  
級はA1、A2、B1、B2に分けられています。

#### 👉精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する方（知的障がい者を除く）の  
うち、長期にわたり日常生活または社会生活へ  
の制約がある方に交付する手帳で、1級から3級  
の等級に分けられています。

#### 👉障害福祉サービス・地域生活支援事業

障がいのある人または難病の人が自立した日常  
生活や社会生活を営むことができるよう、居宅  
介護や就労移行支援などの障害福祉サービス、  
日常生活用具の支給や外出時の移動支援などを  
行います。原則として自己負担額は1割ですが、  
世帯の市民税課税状況により月額上限額が設定  
されています。また低所得世帯の方のための負  
担軽減もあります。

#### 👉重度障がい児（者）医療費助成

重度の障がい児（者）が治療を受けた場合に、  
その医療費（本人負担額）が限度額まで助成さ  
れます。

#### 👉自立支援医療（精神通院）支給事業

精神疾患で通院する精神医療の治療を要する方  
に対して、公費にて一部を負担する制度です。  
自己負担は1割ですが、低所得世帯の方や高額治  
療継続者には、月額上限額を設定する（一部の  
受給者を除く）などの負担軽減策を講じていま  
す。

#### 👉自立支援医療（更生医療）・（育成医療）支給事業

手術などにより障がいの改善が見込まれる場合

支援制度の詳細は右の二次元バーコードから  
ホームページをご確認ください



に、指定医療機関において受けた医療費を助成す  
る制度です。原則、医療費の1割負担ですが、世  
帯の市民税課税状況により月額上限額が設定され  
ます。

#### 👉障害児福祉手当

在宅の20歳未満の重度の障がい児で、日常生活  
において常時介護を必要とする方に福祉手当が  
支給されます。支給額は月額1万6,100円です。

#### 👉特別児童扶養手当

精神または身体に障がいを有する20歳未満の児  
童を監護する父または母もしくは父母に代わっ  
て児童を養育している方で、前年の収入が一定  
額未満の場合に支給されます。手当の額は障が  
い児1人につき、1級障がい児月額5万5,350円、  
2級障がい児月額3万6,860円です。

#### 👉重症心身障害児（者）福祉手当

他制度（特別障害者手当、特別児童扶養手当、  
障害年金、公的年金）のいずれにも該当しない  
在宅の重度障がい者または前者を介護する方に  
支給されます。支給額は月額3,000円です。

#### 👉特別障害者手当

在宅の20歳以上の重度の障がい者で、日常生活  
において常時特別の介護を必要とする方に手当  
が支給されます。支給額は月額2万9,590円です。  
ただし所得制限があります。

#### 👉日常生活用具給付等事業

在宅の重度身体障がい者などに対し日常生活の  
便宜を図るため、日常生活用具の購入費を助成  
します。主な用具は盲人時計、人工咽頭、特殊  
寝台、入浴補助用具、電気式たん吸引器、ネブ  
ライザー、ストーマ装具、人工内耳用電池など  
です。

#### 👉重度身体障害者住宅改造助成

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重  
度身体障がい者が、段差解消など住環境の改善

を行う場合、改修工事費が助成されます。助成金の額は工事費の4/5以内で、限度額は60万円です（視覚障がい者の限度額は80万円）。また手すりの取り付けなどの軽微な住宅改修に20万円を限度として助成（日常生活用具給付等事業）します。それぞれ支給要件がありますので、工事をご予定の方は、必ず事前にお問い合わせください。

※介護保険法における給付対象となる場合などはそちらが優先されます。

### 👉 重度障害者紙おむつ支給事業

在宅重度障がい者の方に、紙おむつの購入費助成を行います。生計中心者の前年の市民税が非課税の場合、支給月額5,000円、課税の場合、支給月額3,000円を限度として助成します。対象は小学生から65歳未満の方です。原則として支給月額の範囲内で1割または1/3の自己負担を徴収します。

### 👉 福祉タクシー利用助成

在宅重度障がい者で自動車税の減免や高齢者移送サービスを受けていない方に、タクシー初乗り運賃乗車券が交付されます（ストレッチャー、

車椅子用あり）。初乗り運賃の助成上限額は690円です。交付枚数は1年間に24枚です。

### 👉 自動車改造等助成

重度身体障がい者および同一家族（同じ住民票に記載されている者）に、自動車の改造、自動車運転免許取得に要する費用が助成されます。助成金の額は自動車改造に要した金額または運転免許取得に要した金額の2/3以内で、限度額は10万円です。

### 👉 身体障害者補装具給付事業

身体の失われた部位、障がいのある部分を補って必要な身体機能を補完または代償する用具（補装具）の購入費または修理費の助成を行います。自己負担は原則1割です。

### 👉 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

身体障害者手帳の該当にならない難聴の方（18歳まで）に、補聴器（ロジャー含む）の購入費または修理費（この制度で購入した補聴器のみ）の助成を行います。助成金の額は、購入費用と購入予定の補聴器一台当たりの基準価格を比較し、少ない金額の2/3です。購入・修理を行う前に、お問い合わせください。



## 生活に困った方へ

生活保護制度は、さまざまな理由で生活に困っている方々の困窮の程度に応じ必要な保護を行うことにより最低生活を維持するとともにその世帯の自立を助長することを目的とした制度です。

問 福祉課 ☎87-0777



市HP

## 生活に困った方へ支援

### 👉 生活保護制度

保護が開始されますと、世帯の最低生活費の不足分の生活費が毎月支給されます。

#### 【守らなければならない義務】

- ①自分（世帯員）の持っている能力や資産など、あらゆるものを最低生活のために活用していただくことがあります（最低生活に必要なでない余分な資産など、例えば土地、建物、家具、貴金属、預貯金、生命保険などは売却、処分するなどして、生活費に充てていただくことがあります）
- ②親、兄弟、子どもなど民法に定められた扶養義務者からの援助は、この法律に優先します
- ③病気やケガなどの正当な理由がないのに働かないときは、保護は受けられません
- ④他の法律や制度からの給付は、すべて活用しな

ければなりません

- ⑤原則として自動車の保有は認められません
- ⑥原則として住宅ローン等の返済苦による保護は受けられません

### 👉 生活困窮者自立支援制度

生活に困っている市民対象の相談窓口を勝山市社会福祉協議会に設置しています。相談者の状況に合わせた支援プランを策定し、相談者の自立に向けた様々な支援を行います。

### 👉 生活福祉資金の貸付

低所得者の世帯や身体障がい者の世帯が積極的に生活の自立向上を図るために、低利で資金を貸し付ける制度で、勝山市社会福祉協議会が運営しています。



## 健康で暮らすために

誰もが生涯を通じて安心して暮らすことができるよう一人ひとりの健康づくりを推進しています。健康診査の実施、生活習慣病の予防・健康の増進や改善についての各種健康教室を行っています。

問 健康体育課 ☎87-0888



市HP

### 手続きチェックリスト

市では毎年健康診査を実施しています。ご自身の健康のため、一年に一度は健診を受けましょう。

健康診査の予約は市公式LINEからもできます。



公式LINE



暮らしの手続きサポートナビ

#### (1) 一般健診

##### 【対象者】

- ①生活保護受給者
- ②39歳以下の方（今年度40歳を迎えられる方は、ご加入の健康保険が実施する特定健診を受診ください）

##### 【会場】

福祉健康センター「すこやか」

##### 【健診までの流れ】

- ①受診券・問診票が送付   
※受診希望の方はご連絡ください。
- ②予約   
※☎87-0888 または 公式LINEから
- ③受診  
※持ち物  
健診受診券   
問診票   
自己負担金   
資格確認書または健康保険証   
(マイナ保険証をお持ちの方は不要)  
※ご希望の方はがん検診も受診できます

#### (2) 後期高齢者健診

##### 【対象者】

後期高齢者医療制度にご加入の方

##### 【会場】

- ①医療機関
- ②福祉健康センター「すこやか」

##### 【健診までの流れ】

- ①受診券・問診票が送付   
※市役所から対象者の方に送付します
- ②予約   
※医療機関での健診をご希望の方は直接医療機関へご予約ください  
  
※すこやかでの健診をご希望の方は  
☎87-0888 または 公式LINEから
- ③受診  
※持ち物  
健診受診券   
問診票   
資格確認書または健康保険証   
(マイナ保険証をお持ちの方は不要)  
  
※ご希望の方はがん検診も受診できます

#### (3) 特定健診

##### 【対象者】

40歳から74歳の国民健康保険加入者

##### 【会場】

- ①医療機関
- ②福祉健康センター「すこやか」

##### 【健診までの流れ】

- ①受診券・問診票が送付   
※市役所から対象者の方に送付します
- ②予約   
※医療機関での健診をご希望の方は直接医療機関へご予約ください  
  
※すこやかでの健診をご希望の方は  
☎87-0888 または 公式LINEから

### ③受診

※持ち物

健診受診券

問診票

資格確認書または健康保険証

(マイナ保険証をお持ちの方は不要)

※ご希望の方はがん検診も受診できます

### (4) 国保30代健診

#### 【対象者】

30歳から39歳の国民健康保険加入者

#### 【会場】

①医療機関

②福祉健康センター「すこやか」

#### 【健診までの流れ】

##### ①受診券・問診票が送付

※市役所から対象者の方に送付します

##### ②予約

※医療機関での健診をご希望の方は直接医療機関へご予約ください

※すこやかでの健診をご希望の方は

☎87-0888 または 公式LINEから

##### ③受診

※持ち物

健診受診券

問診票

資格確認書または健康保険証

(マイナ保険証をお持ちの方は不要)

※ご希望の方はがん検診も受診できます

## 健康づくりへの支援制度

### 🍂 高齢者の予防接種

感染予防や病気の発症、重症化を予防するため、以下の予防接種を希望する方への接種費用を助成します。接種を希望する方は体調の良い時に市内医療機関に事前に予約をして接種してください。

支援制度の詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



※市外の病院に通院・入院中の方、施設に入所中の方で市外での接種を希望する場合は健康体育課に事前にご連絡ください

種類	対象	個別通知	接種期間	接種回数	接種自己負担金
高齢者肺炎球菌	満65歳の方	○	65歳の誕生日から 66歳の誕生日前日 まで	1回	3,820円
带状疱疹	下記※1 のとおり	○	4月1日から 翌年3月31日まで	生ワクチン1回 組換えワクチン2回 ※いずれかのワクチン を選択	生ワクチン 4,200円 組換えワクチン 1回10,800円
インフルエンザ	満65歳以上 の方	—	10月から翌年1月末	年度1回	1,840円
新型コロナウイルス	満65歳以上 の方	—	10月から翌年3月末	年度1回	開始時期に広報 などでお知らせ します。

※1 年度内に65・70・75・80・85・90・95・100歳を迎える方  
(令和7年度は101歳以上の方も対象)

## 🍷 がん検診

がん検診には集団検診と個別検診（医療機関検診）があります。40歳以上75歳未満の国保加入者以外の方は、がん検診の申し込みが必要です。



詳細はこちらからご確認ください

## 🍷 健康教育

生活習慣病の予防・健康の増進や改善についての各種健康教室を行っています。

## 🍷 訪問指導

生活習慣病予防の観点から、健康診査の結果などで生活改善が必要な方などを訪問し、健康に関する相談や指導を行います。

## 🍷 無料歯科健診

20・30・40・50・60歳の方および45・55・65歳の国保加入者を対象（受診券を送付）に、市内歯科医療機関で無料歯科健診を実施します。対象の方には個別に通知をしています。

# 国民健康保険制度とは



国民健康保険は、皆さんが病気やケガをしたときなどに安心して診察や治療が受けられるように、加入者（被保険者）が国民健康保険税を出し合っ、医療などを受ける制度です。国民健康保険税は、被保険者ごとに世帯で合算した額で、世帯主に対し課税されます。



市HP

問 市民課 ☎88-8102

## 手続きチェックリスト

### 国民健康保険に加入するとき

#### (1) 届出の事例

- ①他の市（区）町村から勝山市に住所を移したとき
- ②職場の健康保険をやめたとき
- ③職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき
- ④子どもが生まれたとき
- ⑤生活保護を受けなくなったとき

#### (2) 届出に必要なもの

- ①本人確認できるもの   
※顔写真付き身分証明書（1点）  
※上記をお持ちでない場合（資格確認書など）（2点）
- ②健康保険資格喪失証明書   
※会社等の健康保険をやめたとき、健康保険の扶養から外れたとき

### 国民健康保険をやめるとき

#### (1) 届出の事例

- ①勝山市から他の市区町村に住所を移すとき
- ②職場の健康保険に入ったとき
- ③職場の健康保険の被扶養者になったとき
- ④国民健康保険の被保険者が死亡したとき
- ⑤生活保護を受けるようになったとき

#### ③転出証明書

※交付を受けた方

#### ④委任状

※代理の方が手続きする場合（ただし同一世帯員が手続きをする場合は委任状は不要です）

#### ⑤マイナンバーカードなど

※世帯主の方及び国民健康保険に加入する方全員  
のマイナンバーがわかるもの

#### (3) 注意事項

- ①保険税については、手続きの翌月中旬に納税通知書等が送付されます。
- ②限度額適用認定証、特定疾病療養受療証が必要な場合は併せてご申請ください。

#### (2) 届出に必要なもの

- ①本人確認できるもの   
※顔写真付き身分証明書（1点）  
※上記をお持ちでない場合（資格確認書など）（2点）
- ②資格確認書または国民健康保険証
- ③職場の資格確認書など

## 国民健康保険サービス

### 🍃 保険給付

病気やケガなどの場合、資格確認書または被保険者証を提示すれば一部負担金を支払うだけで、医療を受けられます。

### 🍃 療養費

次のような場合に支払った費用は市に申請して認められると、医療費が後から支給されます。

- ①不慮の事故などで国民健康保険を扱っていない病院で治療を受けたり、旅先で急病になり資格確認書などを持たずに診療を受けたとき
- ②医師が必要と認めたコルセットなどの治療用装具を購入したとき

### 🍃 海外療養費

海外渡航中に治療を受けた場合に支払った費用は、市に申請して認められると医療費が後から支給されます。ただし海外渡航前に必ず市役所で必要書類を入手してください。

### 🍃 高額療養費

同じ月内の医療費の自己負担額が高額となり、申請をして認められた場合、自己負担限度額を超えた分を高額療養費として支給します。該当世帯には、市が申請のお知らせを送付します。自己負担限度額は所得や年齢で異なります。

### 🍃 高額療養費資金貸付

「高額療養費」の支給を受けることが見込まれる方を対象に高額療養費資金の貸付を行っています。

### 🍃 限度額適用認定証

加入者が入院する場合や高額な外来診療を受ける場合は、市に申請をして認められると、「限度額適用認定証」が交付され、その認定証を医療機関等に提示することにより医療費の医療費負担が限度額までとなります。マイナ保険証を医療機関等に提示する場合は、事前に市へ申請しなくても限度額適用が受けられます。

### 🍃 入院時食事療養費および入院時生活療養費

入院中の食事にかかる費用のうち、標準負担額を医療費とは別に負担します。市民税非課税世帯の方は、申請すれば食事代の負担が少なくなります。

### 🍃 出産育児一時金

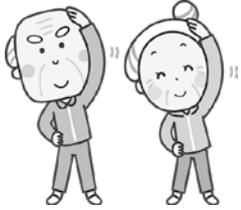
被保険者が出産したとき、その被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として48万8千円が支給されます（産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合は1万2千円加算され50万円となります）。医療保険者から医療機関へ出産育児一時金を直接支払うため、事前に多額の現金等を準備する必要はありません（50万円を超えた場合は差額を負担する必要があります）。

### 🍃 葬祭費

被保険者が亡くなったとき、亡くなった方の葬祭を行った人（喪主）に対し、葬祭費として5万円を支給します。

### 🍃 国民健康保険税の軽減特例

非自発的失業（倒産、解雇、雇止めなど）された65歳未満の方で雇用保険受給資格者証の離職コードが11、12、21～23、31～34に該当する場合、申請により国民健康保険税の軽減が受けられます。



## 後期高齢者医療制度とは

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が加入する医療制度です。対象となる方は、個人単位で保険料を支払い、医療サービスなどを受けることができます。福井県のすべての市町が加入する福井県後期高齢者医療広域連合が運営主体となります。



市HP

問 市民課 ☎88-8102

### 対象（被保険者）となる方

#### ①75歳以上の方（全員）

75歳の誕生日当日から加入することとなります。資格確認書は誕生日までに送付されます。（加入の申請は必要ありません。）

#### ②65歳～74歳の方で、一定の障がいのある方（任意加入）

希望される方は、市に申請し、認定を受けてください。

### 資格確認書

医療機関などを受診の際には、マイナ保険証もしくは資格確認書を窓口でご提示ください。住民税が非課税の世帯に属する方で希望する場合は、申請により自己負担限度額の区分を、資格確認書に併記することが可能です。医療機関に提示することで、定められた限度額（所得により異なる）を超える自己負担額を窓口で支払う必要がなくなります。併記を希望される方は市に申請してください。マイナ保険証を医療機関などに提示する場合は、利用の際に同意することで、事前に市へ申請しなくても限度額適用が受けられます。

### 保険料

一人ひとりの所得に応じた保険料を納めることになり、これまで保険料を負担していなかった方も納めていただくこととなります。

保険料の納め方は、次の2通りに分かれます。

- ①年金からのお支払い（年金天引き）
- ②口座振替（または納付書）によるお支払い

### 保険料の減免

次のような場合に一定の条件を満たしていれば、市に申請して広域連合より認められると保険料が減免されます。

- ①震災・火災などの災害により、住宅・家財などの財産について著しい損害を受けた場合
- ②加入者またはその属する世帯の世帯主の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい

損失、失業などにより著しく減少したこと

※その他、特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、お早めに市にご相談ください。

### 一部負担金

医療機関等の窓口で支払う一部負担金の割合は、外来・入院ともかかった費用の1割ですが、所得の高い方（現役並み所得者）は3割負担（負担割合は、保険証に表示）です。なお令和4年10月よりこれまで1割負担だった方のうち一定以上の所得のある方は2割負担となりました。所得の判定は、前年の所得により毎年8月1日に見直しを行っています。また世帯員の変動や税金の修正申告などがあった場合は、月単位で負担割合の見直しを行います。

### 高額療養費

1か月の医療費の自己負担額が定められた限度額（所得により異なる）を超えた場合、その超えた分が申請された口座に振り込まれます。該当者には、広域連合から申請のお知らせをします。一度申請すれば、2回目以降は自動的にその口座に振り込まれます。

### 葬祭費

加入者が亡くなったとき、葬祭費として葬祭を行った人（喪主）に対して5万円を支給します。

### 療養費

次のような場合、医療機関等の窓口でいったん全額を支払いますが、市に申請して広域連合に認められれば自己負担分以外が後から支払われます。

- ①不慮の事故などで、保険診療を行っていない病院で治療を受けたり、旅先で急病になり資格確認書などを持たずに診療を受けたとき
- ②医師が必要と認めたコルセット・義足などの治療用装具を購入したとき
- ③医師が必要と認めた、はり・きゅう・マッサージなどの施術を受けたとき



## 国民年金とは



国民年金はすべての公的年金の基礎となるものです。国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、公的年金に加入することが義務付けられています。

問 市民課 ☎88-8102



市HP

### 国民年金の加入者

- ①第1号被保険者 学生・無職・自営業者など
- ②第2号被保険者 会社員・公務員など
- ③第3号被保険者 第2号被保険者の被扶養配偶者

### 任意加入者

「受給資格期間が不足している」「年金額が満額に達しない」60歳以上65歳未満の方や、海外へ転出される方。

※市または年金事務所で届出をする必要があります

### 国民年金（第1号被保険者）加入の手続き

退職（厚生年金喪失）、任意加入などで国民年金に加入される方は、14日以内に手続きをしてください。20歳になった方（厚生年金または共済年金加入者を除く）には、国民年金加入のお知らせが送付されます。

### 保険料を納めるのが困難な場合

市または年金事務所で、免除・猶予制度を申請することができます。

- ①学生納付特例申請  
学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合
  - ②納付猶予申請  
50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合
  - ③免除（全額免除・一部納付）申請  
本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合
- ※（特例として）失業・倒産などや天災などの場合に限り、それらを示す書類を添付することで、前年所得があっても免除を受けられる場合があります
- ※産前産後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が平成31年4月から始まりました。希望される方は市または年金事務所へ申請してください



## 高齢者の方へ

高齢者の方が地域で安心して暮らし続けることができるように、相談・支援体制を整え、日々の暮らしを支えるサービスを推進しています。

問 健康体育課 ☎87-0888



市HP

## 高齢者の方への支援制度

### 軽度生活援助事業

65歳以上のみの世帯や身体障がい者のみ世帯などで、要支援1以上の認定を受けた方がいる世帯を対象に、軽易な除雪を行います。経費の一部は利用者が負担します。

### 地域ぐるみ雪下ろし支援事業

65歳以上のみの世帯、身体障がい者単身世帯、65歳以上の方と身体障がい者のみの世帯等で市の名簿（福祉票）に登載される市民税世帯非課税の方で税法上の扶養親族となっていない方が

対象です。

### 給食サービス事業

65歳以上のみの世帯の方、65歳以上の方と身体障がい者のみの世帯などで市の名簿（福祉票）に登載される調理などが困難な方を対象に、健康などを勘案した食事を配達し安否確認を行います（一部自己負担をいただきます）。

### 高齢者等指定保養施設利用助成

65歳以上の方もしくは身体障害者手帳などを持っている方（身体障がい者、療育、精神障が

い者保健福祉、戦傷病者、特定疾患医療受給者)が対象です。温泉センター「水芭蕉」は高齢者割引を適用、その他の民間保養施設を利用する場合、1回につき100円が割引されます。

### 🐾 高齢者等公衆浴場助成

65歳以上の方もしくは身体障害者手帳などを持っている方(身体障がい者、療育、精神障がい者保健福祉、戦傷病者、特定疾患医療受給者)が対象です。市で発行する指定公衆浴場利用割引証を市内の公衆浴場で提出することで、1回につき100円が割引されます。

### 🐾 高齢者移送サービス事業

常時車イスなどを利用し、在宅で生活する65歳以上の高齢者に、リフト付タクシーなどの初乗り料金(上限690円)を助成します。

### 🐾 高齢者緊急短期入所事業

要介護認定を受けていない方で、基本的な生活習慣が欠けていたり、対人関係が成立しないなどの社会適応が困難な高齢者を対象に、特別養護老人ホームの空き部屋などを利用して一時的に宿泊し、日常生活に対する指導、支援を行い、体調調整、要介護状態への進行を予防します。食費、居住費相当の利用者負担金が必要です。

### 🐾 緊急通報システム設置事業

65歳以上のみの世帯で、市の名簿(福祉票)に登載される病弱なため緊急時に対応することが困難な世帯にシルバーコールを設置します。

### 🐾 救急医療情報キット配布事業

65歳以上のみの世帯、日中独居老人などを対象に、緊急時の医療情報を迅速に伝えるための救急医療情報キットを、民生委員を通じて無料配布します。

### 🐾 ふれあいサロン事業

各まちづくり会館などで65歳以上の方を対象に、健康体操、手工芸、子どもとの交流など、高齢者の健康づくりと生きがいづくりになる事業を実施しています(食費などは自己負担)。

### 🐾 在宅介護ほっとひといき支援事業

要介護認定などを受けている方を対象に、年12回を限度に、市が委託した通所介護事業所での宿泊サービスを提供します。食費や利用料の一部は利用者負担が必要(条件により市が負担)です。

### 🐾 地域いきいきボランティアポイント事業

40歳以上の方を対象に、高齢者に関するボランティア活動をポイント制にし、ボランティア活動を支援します。活動をして集めたポイントは、商品券等と引換を行います。(年間最大5,000円分)

### 🐾 認知症cafe

認知症の方を介護している方同士の交流や情報交換の場です。具体的な相談や対応方法などもお伝えしています。

### 🐾 介護予防教室

高齢者の皆さんが介護が必要な状態となることを予防するとともに、地域において自立した日常生活が送れるよう様々な講座、教室を開催しています。

※詳細はホームページをご確認ください  
さい





## 介護保険サービスについて

高齢化が進むにつれ、介護を必要とする高齢者が増加しています。介護を社会全体で支えるために制度が介護保険制度です。40歳以上の方から介護保険料を負担いただき、介護が必要な方に介護サービスを提供しています。



市HP

問 健康体育課 ☎87-0888

### 手続きチェックリスト

#### 介護保険サービスを利用するには

※介護保険サービスを利用するには、要介護（要支援）認定の申請を行い、介護や支援が必要な状態であるかについて、認定を受ける必要があります。

要介護（要支援）認定は、介護が必要な状態かどうか、必要な状態であればどの程度必要かを認定するものであり、病気等の重症度ではなく、必要とされる介護の量で決まります。

#### (1) 申請

介護サービスを利用する場合は、健康体育課の窓口に申請してください。

ご本人が申請に行くことができない場合、家族や居宅介護支援事業者、介護保険施設に申請を代理してもらうことができます。

#### (2) 認定調査

##### 【訪問調査】

市から委託を受けた調査員等が自宅などを訪問し、心身の状況などについて、本人と家族等から聞き取り調査を行います。

##### 【主治医意見書】

主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。主治医への依頼は市が行います。

#### (3) 審査・判定

コンピュータの判定結果と特記事項、医師の意見書をもとに、「介護認定審査会」で審査し、要介護状態の区分の判定を行います。

#### (4) 認定

介護認定審査会の審査結果に基づき、「非該当（自立）」、「要支援1・2」、「要介護1～5」のいずれかに認定されます。

#### (5) 居宅介護支援事業者の選定・サービスの利用へ

要介護1～5に認定された場合は、ケアプラン（介護サービスを利用する計画）を作成する指定居宅介護支援事業者を選択します。どこに依頼するか決定したら「居宅サービス計画作成依頼届出書」を市健康体育課窓口に提出します。その後、指定居宅介護支援事業者等が作成するケアプランに基づき介護サービスを利用します。要支援1または2に認定された場合は、勝山市地域包括支援センター（電話87-0900）までご相談ください。

### 介護保険サービス

サービスの概要は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



#### 👉 居宅サービス

※要支援1以上に認定された方が在宅で利用できる介護保険サービスです。

- ①訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ②訪問入浴介護

- ③訪問看護
- ④訪問リハビリテーション
- ⑤通所介護（デイサービス）
- ⑥通所リハビリテーション（デイケア）
- ⑦福祉用具の貸与

- ⑧短期入所生活介護／短期入所療養介護（ショートステイ）
- ⑨居宅療養管理指導
- ⑩特定施設入所者生活介護

### 🐾施設サービス

※要介護1～5と認定された方が利用できます。介護保険で利用できる施設サービスは3種類あります。治療が中心か、介護が中心か、またどの程度医療上のケアが必要かなどによって入所する施設を選び、利用者が直接申し込で施設と契約を結びます。

- ①指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ②介護老人保健施設（老人保健施設）
- ③指定介護療養型医療施設（療養病床等）
- ④介護医療院

### 🐾地域密着型サービス

※住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。

- ①小規模多機能型居宅介護
- ②認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ③認知症対応型通所介護
- ④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑤地域密着型通所介護

## その他介護に対する支援

### 🐾介護保険料に関する減免制度

第1号被保険者かその人がいる世帯の生計中心者が災害などで甚大な被害を受けた場合や、その他特別な事情により収入が著しく減少した方は、介護保険料が軽減・免除される制度があります。

### 🐾介護保険訪問介護サービス新規利用者の負担軽減

要介護認定を受けている方で、訪問介護を利用する低所得者を対象に、訪問介護サービスに係る費用の一部が助成されます。

### 🐾居宅介護福祉用具購入費

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合、対象となる費用（10万円まで）の7割～9割を支給します。

※申請は担当ケアマネジャーにご相談ください。

### 🐾居宅介護住宅改修費

手すりの取り付けなどの住宅改修を行った場合、対象となる費用（20万円まで）の7割～9割を支給します。

※事前申請が必要となりますので、住宅改修前に必ず担当ケアマネジャーにご相談ください。

### 🐾介護マークの配布

介護をしていることが分かりにくいことから起る誤解や偏見を防止するために作られた「介護マーク」をご希望の方に配布します。



### 🐾家族介護支援事業

介護の専門家をご家庭を訪問し、介護の悩みや介護方法について個別に相談指導を行います。おむつ交換の方法や車いすへの移動など、ご家庭にあった介護の方法をお教えします。

### 🐾勝山市見守り事業

認知症等により徘徊の可能性のある方にQRコード付きの見守りシール（40枚）を配付し、迅速な連絡体制を整えます。

### 🐾勝山市地域見守り事前登録制度

認知症等で行方不明になる可能性のある方の情報や写真を事前に登録することで、早期に対応できる体制につなげます。





# すまいに関する情報

## 住宅などの支援制度

問 営繕課 ☎88-8128

### 定住化促進事業

- ①新築住宅取得補助（市内業者の施工に限る）  
50歳以下の方または転入者の方が市内業者から新築住宅を取得することに対して補助金を交付します。
- ②中古住宅取得補助  
50歳以下の方または転入者の方が中古住宅の取得および取得時のリフォームに対して補助金を交付します。
- ③多世帯同居リフォーム  
多世帯同居を開始する方または多世帯同居の世帯数を1以上増加させる方に対し、既存住宅の多世帯同居につながる改修工事に要する費用の一部を補助いたします。
- ④中古住宅を賃貸するためのリフォーム  
中古住宅のリフォームを行い賃貸する所有者に対し、中古住宅の賃貸用のリフォーム工事に要する費用の一部を補助いたします。

### 木造住宅耐震診断への補助金

木造住宅の所有者が委託する耐震診断・補強計画作成業務の診断費用の一部を補助します。

### 木造住宅の耐震改修に対する補助金

耐震診断の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の個人所有者に対し、耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。

### 吹付けアスベスト調査事業補助金

民間建築物のアスベスト使用実態を把握し、その被害を未然に防止するため、アスベスト含有の有無などに係る調査に対して補助します。

### 勝山市克雪住宅推進事業補助金補助金

- ①融雪型住宅  
熱電源式または散水式の屋根融雪設備を設置に対して、その費用の一部を補助します。

詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



### ②耐雪型住宅

屋根雪を下ろさずとも安全であることが構造計算などにより確認できる住宅に対し、一般住宅と比べて増加する工事費の一部を補助します。

### 屋根雪下ろし固定アンカー等設置費補助金

屋根雪下ろし時の転落を防ぐ命綱固定アンカー等を設置する工事に要する費用を補助します。

### 勝山市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金

がけ崩れによる災害の恐れのある危険な場所から安全な場所へ住宅の移転をする方に、移転にかかる費用の一部を補助します。

### 勝山市ブロック塀等解体事業補助金

地震災害時のブロック塀等の倒壊被害の防止および避難経路の確保のため、危険ブロック塀などの除去に要する費用の一部を補助します。

### 老朽危険空き家の解体に対する補助金

防災、防犯上危険な老朽空き家の所有者に対して、解体工事に要する費用の一部を補助します。

### 空き家適正管理促進事業補助金

空き家所有者などに対して、福井県の登録を受けた事業者が提供する管理代行サービスに要した費用の一部を補助します。

### 勝山市空き家情報バンク

市内空き家の有効活用を目的に、空き家の情報を募集し、空き家の購入・賃借を希望する方に情報提供します。



※市ホームページで情報提供を行い、売買などの交渉・契約には市は直接関与しません

※宅地建物取引業者ではない空き家所有者は、宅地建物取引業者に仲介を依頼する必要があります

## 上下水道について

問 上下水道課 ☎88-8109

### 上水道に関すること

※給水の再開、中止、廃止、名義変更の場合は、上下水道課に申請用紙をご提出ください。なお、電話等による受付はできませんのでご了承ください。

#### 🍷 水道料金

水道料金は、前月の検針日から今月の検針日までの1か月間の使用水量により算定します。1か月の料金は基本料金と超過料金を合計した金額です。

#### 🍷 水道料金の減免

天災その他の災害や、避けがたい事故などにより漏水があった場合などには、市の指定給水装置工事事業者が修繕した場合に料金の全部または一部が免除されます。

※融雪などに使用したための使用量の増加による減免はありません。また、給湯器などの給水用具から先の給湯管などから漏水の場合は、減免は受けられません。

#### 🍷 水道の新設・改造・修繕

市では、適正な給水装置工事の施工を確保する

詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



ために、指定工事店制度をとっており、給水装置工事は、指定給水装置工事事業者以外は施工できません。指定給水装置工事事業者が設計から施工、改造工事に伴う諸手続きを、お客様に代わって行います。

#### 🍷 漏水および白濁

- ①検針票の使用水量がいつもより多い、水道メーターが常時回っているなどの場合は、漏水の可能性あります。至急、指定給水装置工事業者に連絡し点検・修繕してください
  - ②給水管の凍結破損を防ぐため、防寒対策を講じてください
  - ③漏水時には、水道メーター横にある止水栓で水を止められます。積雪時でもメーターの場所がわかるようにしてください
- ※水道管などの事故のときは勝山市指定の緊急当番店（☎090-5682-4746）へ連絡してください
- ④水を透明な容器（ガラスコップ）にとり数秒間静置すると底部から徐々に透明になることがあります。このような白濁現象は空気の混入によるもので安全です



す  
ま  
い

### 下水道（農業集落排水）に関すること

#### 🍷 下水道使用料（農業集落排水処理施設使用料）

1か月の下水道等使用料は、水道使用水量・井戸使用水量に応じた使用料と、量水器使用料（井戸の場合のみ）の合計額です。

#### 🍷 下水道使用料の減免

天災その他の災害や避けがたい事故などにより多量の漏水があった場合などには、市の指定給水装置工事事業者または下水道排水設備指定工事店が修繕した場合に使用料の全部または一部が免除されます。

※融雪などに使用したための使用量の増加による減免はありません

#### 🍷 排水設備の新設・増設・改築

市では、適正な排水設備工事の施工を確保するために、指定工事店制度をとっており、排水設備工事は、下水道排水設備指定工事店以外は施工できません。下水道排水設備指定工事店が設計から施工、改造工事に伴う諸手続きを、お客様に代わって行います。

#### 🍷 水洗便所など改造資金融資あっせんおよび利子補給

公共下水道および農業集落排水の処理区域の汲み取り便所を水洗便所に改造する工事、浄化槽を廃止して下水道に接続する工事、市が浄化槽区域と定める地域で浄化槽を設置する工事にか

かる改造資金の融資をあっせんし、市が定める上限利率以内の利子全額を利子補給として交付します。

### 🍷 合併処理浄化槽設置整備事業補助金

市内の定められた地区で合併処理浄化槽を設置する方に費用の一部を補助します。



# 災害に備えましょう

問 総務課 ☎88-8125

## 緊急メールサービスを登録しましょう

市では市民の皆さんの安全を守るため、防災情報や気象警報など、市内に関する緊急情報を希望される方の携帯電話などへメールを配信しています。

### 手続きチェックリスト

#### (1) 仮登録

- ① 下記のアドレスに空メールを送信する  
メール：katsuyama@entry.mail-dpt.jp
- ② 下記の仮登録用二次元バーコードから空メールを送信する

仮登録用メールアドレス



#### (2) メールが返信される

返信されたメールに記載されたリンク先（URL）にアクセスします。

※返信メールが届かない場合は、「info@city.katsuyama.fukui.jp」のメールを受信できるように迷惑メール設定変更をお願いします。設定変更方法が不明な場合はキャリア各社へお問合せ下さい。

#### (3) 本登録

内容を確認し登録ボタンを押す。完了メールが届けば登録完了です。

## その他防災に関する情報

### 🍷 もし地震が起きたら

- ① 屋内にいたら  
テーブルや机の下に逃げ込んでその脚部分を押さえましょう。さらに、ドアを開けるなど脱出路を確保し、懐中電灯なども確保しましょう。
- ② 屋外にいたら  
空き地などの安全な場所に避難しましょう。

詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



市の避難施設・避難場所は二次元バーコードからホームページで事前にご確認ください。

指定避難所・指定緊急避難場所は  
こちらからご確認ください



### 🍷 災害により避難所が異なります

地震（震度5弱以上）が発生した場合と風水害や

土砂災害などの災害が発生した場合は避難所が異なりますのでご注意ください。

#### ①地震（震度5弱以上）発生時

自主的に指定緊急避難場所などに集合の後、指定避難所に避難してください。市職員、施設管理者が建物の安全を確認した後、指定避難所を避難所として開設します。

#### ②風水害、土砂災害などが発生またはそのおそれがある場合

市から警戒レベル3「高齢者等避難」警戒レベル4「避難指示」を発令し、避難所を開設します。避難情報は防災行政無線や勝山市緊急メールサービス、NHKなどのテレビ放送、区長を通じた連絡、広報車や音声一斉配信サービスなどでお伝えしますので、その内容を確認して避難してください。また避難所へ避難した後は、市職員、施設管理者の指示に従って行動してください。

### 被害拡大を防ぐには

- ①火元の確認と初期消火に努め、避難する際には、電気ブレーカーを落としましょう
- ②被災地では、救急・救助活動や消火活動のため、交通規制が行われます。自家用車での避難は、厳禁です
- ③体の不自由なお年寄りや身体障がい者の方、妊婦や小さな子どもなどは、避難の際に周囲の手助けが必要です

### 非常持出品チェックリスト

- ①救急医療品（常備薬も忘れずに）
- ②非常食（乾パン、缶詰、水など火を通さないで食べられるもの）
- ③衣類
- ④貴重品
- ⑤懐中電灯
- ⑥携帯ラジオ
- ⑦その他便利なもの（包装ラップ、ビニールのごみ袋、携帯用ウェットティッシュ、携帯カイロ、マスク、体温計、消毒液など）

### 勝山市防災ハザードマップ

ハザードマップは想定されるそれぞれの降雨（計画規模・想定最大規模）によって、河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域とその浸水深、また浸水が続く時間を色ごとに段階的に示しています。その他にも避難情報に応じた避難行動の目安、災害に備えるための自宅での対策

や防災情報の入手先、避難先一覧等も記載されています。日頃から、ハザードマップで水害や土砂災害などによるリスクをご確認いただき、災害時の被害の軽減や避難行動にお役立てください。

ハザードマップはこちらからご確認ください



### 避難行動要支援者登録制度について

災害の発生が予想されるときや災害発生時に、自力で避難することに支障が生ずるおそれのある人に対して、地域の中で協力しあい、支援を受けられるようにする登録制度です。毎年更新しますので、指定された登録用紙に必要事項を記入し、区長を通じて市の避難行動要支援の担当（まちづくり会館、コミュニティセンター）に提出してください。

詳細はこちらからご確認ください



【登録制度】〈問〉福祉課 ☎87-0777

### 勝山市防災情報音声一斉配信サービス

災害時に特に支援を必要とする方を対象に市が発令する「防災情報」を音声に変換し、登録いただいた「固定電話」や「スマートフォン」に「防災情報」を音声で一斉配信します。総務課危機管理防災係の窓口（市役所2階）にて受け付けいたします。

### 自主防災組織育成事業補助金

防災体制の向上を促進するため、自主防災組織の設立に対しての補助や組織力強化を目的とした活動や備品購入、防災資機材および除雪機購入に対し補助します。

### 災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板

大規模な災害が発生したときに、安否確認などの電話が殺到して電話が「掛かりにくい状態」になった場合でも、伝言を音声や文字により、被災地内の家族や親族・知人などと連絡をとるサービスです。使用方法については、各サイトをご覧ください。

詳細はこちらからご確認ください



災害

## 👉 り災証明が必要なとき

損害保険金の請求、税の減免申請などで、り災証明が必要なときは総務課危機管理防災係で用意する用紙（保険会社などの指定がある場合はその用紙）に必要事項を記入のうえ、総務課危機管理防災係まで提出してください。なお火災

の被害にあわれて、火災保険の請求、税の減免申請のため、り災証明が必要なときは消防署で発行します。



# 救急・消防について

問 消防署 ☎88-0400

**救急車を利用すべきか迷ったときは  
#7119（小児の場合は#8000）を  
積極的に利用してください**

近年、救急出動件数が右肩上がり増加しています。このまま増加が続くと救急車が同時に出動することが多くなり、緊急に処置をしないと命に関わる方の救急要請への対応に、時間を要する恐れがあります。救急車の適正利用をお願いします。

**救急車を呼ぶときは119番  
携帯電話、スマートフォンでも119番**

落ち着いて次のことをはっきりと伝えてください。

①住所、名前を正確に（目印となる建物があればその名前も）知らせてください

※携帯電話、スマートフォンで119番をかけている場合は「市町名」を知らせてください

②急病なのか事故なのかを知らせてください

③病人（ケガ人）の性別・年齢と、症状などの状況を知らせてください

④病人（ケガ人）が複数の場合は、その人数を知らせてください

※通報後も、必要なときは消防署から折り返し問い合わせをすることがあります

## 👉 救急車が来るまでは

①必要なときは、人工呼吸・胸骨圧迫・AED・止血などの応急手当をしてください

②救急発生場所が、分かりやすいように近所に案内人を出してください

詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



## 👉 もし火災が起きたら！！

①大声で「火事だ！」と叫び、家族や隣近所に知らせ、119番通報をしてください

②水や消火器だけでなく、濡らした座布団、バスタオル、毛布などで火をおおうなど、手近なものを活用するなどして初期消火に努めましょう

③天井まで火が移ったら消火できません。すみやかに避難してください

## 👉 救急講習の申し込み先

救急講習の受講を希望される方は下記の電話番号からお申込みください。

☎ 0779-88-0400

**消防車を呼ぶときは119番  
携帯電話、スマートフォンでも119番**

落ち着いて次のことをはっきりと伝えてください。

①住所、名前を正確に（目印となる建物があればその名前も）知らせてください

※携帯電話、スマートフォンで119番をかけている場合は、「市町名」を知らせてください

②火災の状況を、何がどれだけ燃えているか、分かる範囲で知らせてください

③負傷者がいれば、その人数やケガの程度、逃げ遅れた方がいるのかなどを知らせてください

④いざという時のために、電話機の前にあなたの住所、名前、電話番号、目標物を書いたものを貼っておきましょう

## 🔥 消防車が来るまでは

- ①お年寄りや子ども、病人をまず安全な場所へ避難させてください
- ②人命を第一に考え、避難したら出火建物へ絶対に戻ってはいけません
- ③燃えている建物などの場所が分かりにくい場合は、消防車を誘導する案内人を出してください

## 🔥 火災発生時のお問い合わせ先

火災発生時は下記の電話番号へお問い合わせください。

☎ 0779-88-5100

## 🔥 火災予防の届出、防火相談

火災予防のために、次のようなときはあらかじめ消防署に届け出てください。

- ①火入れ、水路の断・減水を行うとき
- ②消防車の通行や消防活動に支障をおよぼす工事や催し物などを行うとき
- ③事業所などでガソリン（40ℓ以上）、灯油・軽油（200ℓ以上）、重油（400ℓ以上）などの少量危険物を貯蔵または取り扱うとき（個人の住宅においてはガソリン100ℓ以上、灯油・軽油500ℓ以上）
- ④40kg以上の圧縮アセチレンガス、300kg以上の液化石油ガス、その他大量の毒・劇物を貯蔵または取り扱うとき
- ⑤劇場以外の学校や集会場、体育館などで演劇や映画を行うとき
- ⑥消防用設備などの設置を行うとき
- ⑦事業所などの防火管理制度についてのご相談

## 🔥 住宅用火災警報器の相談先

住宅用火災警報器の相談は下記の電話番号へお問い合わせください。

### 【住宅用火災警報器なんでも相談室】

☎ 0779-88-0400

## 🔥 リ災証明が必要なとき

火災の被害にあわれて、火災保険の請求、税の減免申請のため、リ災証明が必要なときは消防署で発行します。

## 🔥 消火器のリサイクル

消火器は、市の施設で処理できません。下記の方法によりリサイクルしてください。

### A. 特定窓口に回収を依頼もしくは持ち込む

特定窓口はこちらから検索▶  
(消火器リサイクル推進センター)



※リサイクル料金、運搬費用、保管費用が必要です

### B. 指定引き取り場所に持ち込む

福井県内の指定引取場所  
株式会社環境保全（越前市家久町2-45-1）  
☎0778-22-1044

### C. ゆうパックによる回収を依頼する。

※リサイクルシールが貼ってある消火器はリサイクル料金がありません

※詳しくは消火器リサイクル推進センターにお問い合わせください



救急・消防

## 消防に関する助成制度

### 🔥 消火栓器具一式購入補助金

新設された消火栓に、消火栓用ホース1本・管銃1本・金属製屋外用格納箱の一式を購入した区に、購入価格の2/3を補助します。また、10年以上経過した格納箱更新時には、購入価格の2/3を補助します。

### 🔥 消防用ホース購入補助金

結合口径65mm、長さ20mの平ホースで、消防法令適合品を購入した区に、小型動力消防ポンプ用ホースは1台につき3本、消火栓用ホースは消火栓器具一式に対し1本を限度に、購入価格の2/3を補助します。

### 🔥 ホース乾燥柱設置補助金

20mホースなどが乾燥できる乾燥柱を新設された区に、工事費の1/3以内（限度額10万円）を補助します。ただし、前回補助から20年以上経過したものに限りません。

### 🔥 小型動力消防ポンプ格納庫整備補助金

小型動力消防ポンプの格納に必要な面積を有し、木造やブロック造り等で新築・改築した区に、総工事費の1/3以内（限度額15万円）を補助します。ただし前回補助から20年以上経過したものに限りません。

※事前に消防署にご相談ください



# くらしに関する情報

## 公共交通に関する支援制度

問 未来創造課 ☎88-8114

### えちぜん鉄道回数券、定期券の助成

市内に居住する方、もしくは勤務先・学校が市内にある方が、えちぜん鉄道を利用するとき、助成が受けられます。

- ①回数券 購入費の10%
- ②通勤定期・1か月通学定期 購入費の5%
- ③3か月定期・6か月定期 購入費の10%

※助成を受けようとする方は、えちぜん鉄道の有人駅で、購入時に交付申請書を提出してください。

### えちぜん鉄道団体利用助成

市内に居住する方で構成する10人以上の団体が、勝山駅、比島駅、発坂駅、保田駅、小舟渡駅、越前竹原駅でえちぜん鉄道に乗降する場合、助成が受けられます。助成を受けようとする団体は、あらかじめ団体利用などのお申し込みをえちぜん鉄道へ行い、乗車券購入時に申請書を勝山駅へ提出すれば団体料金の41%が助成されます。

詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



### コミュニティバス運行事業

コミュニティバス（ぐるりん中部方面、ぐるりん南部方面、北郷方面、鹿谷方面、荒土方面、野向方面、北谷方面、平泉寺方面、猪野瀬方面、遅羽方面）の料金は、距離に応じて1乗車大人も子どもも100円または200円で利用しやすくなっています。また、遠距離通学の小中学生がバスで通学しやすくする体制づくりのため、通学定期（1か月2,000円）を設定しています。

### 京福バス勝山大野線・勝山市内区間利用促進事業

市内に居住する方が、京福バス勝山・大野線の【福井勝山総合病院から下荒井までの区間】の200円を超える区間で補助券を提出すると、割引料金でご利用いただけます。補助券は市役所または各まちづくり会館、各コミュニティセンターで配布しています。

## 交通安全に関する支援制度

問 未来創造課 ☎88-8114 市民課 ☎88-8104

### 高齢者運転免許証自主返納支援事業

満65歳以上の市民を対象に、高齢者の運転免許証自主返納を推進しています。自主返納された方に市内コミュニティバスおよび京福バス勝山・大野線（市内区間の乗降に限る）の永久無料乗車券を交付しています。

※勝山警察署および運転者教育センターでは、自主返納手続きと同時に上記支援事業の申請ができます

詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



### 自転車用ヘルメット購入費補助金

1人につき年1個まで、安全基準を満たす認証マークがついた自転車用ヘルメットの購入に対し購入金額の1/2以内（限度額2,000円）を補助します。

### 交通災害共済

福井県市町交通災害共済は、県内16市町（福井市除く）が共同で行っている共済です。共済へ加入した方が万一交通事故にあった際に見舞金を支給する制度です。

※共済掛金 1人年額500円



## ペットなどに関すること

問 市民課 ☎88-8104

### 🐾愛犬の登録・登録変更

愛犬を飼った場合は、市町村へ届け出て登録しなければなりません。(狂犬病予防法第4条)

#### ①登録の際に明記する事項

- ・所有者の氏名および住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名。以下同じ）、連絡先電話番号
- ・愛犬の所在地 ・愛犬の種類
- ・愛犬の生年月日 ・愛犬の毛色
- ・愛犬の性別 ・愛犬の名
- ・その他の特徴を明記しなければなりません。

#### ②登録手数料 3,000円/頭

愛犬登録に変更事項があるときは、市民課の生活環境係までご連絡ください。

#### 例) ・愛犬が死亡したとき

- ・飼い主の住所や所有者が変わったとき
- ・鑑札や狂犬病予防注射済票を紛失したとき

詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



### 🐾狂犬病予防注射

生後90日を経過した愛犬は、毎年1回狂犬病予防注射を受け、「狂犬病予防注射済票」の交付を受けなければなりません。犬の所有者は、勝山市および福井県獣医師会では実施する集合注射、もしくは動物病院で必ず注射を受け、注射済票の交付を受けてください。

#### ①狂犬病予防注射料金 2,950円/頭

※動物病院によって一部注射料金が異なる場合があります

#### ②狂犬病予防注射済票発行手数料 550円/頭

### 🐾野良猫不妊手術事業補助金

市内に生息する飼い主のいない猫、または飼い主が不明な猫（野良猫）による糞尿や鳴き声などのトラブルを減らすため、繁殖の制限を目的とする不妊手術に対し補助します。

※1匹あたりの補助額 雄6,000円 雌9,000円

## 廃棄物処理などに関すること

問 市民課 ☎88-8104

### 🐾不法投棄110番

不法投棄物や不法投棄の行為者を発見した際はご連絡ください。

※土・日・祝日および夜間は勝山警察署へご連絡ください (☎88-0110)

### 🐾道路上の動物の死体処理

市内の道路上で動物の死体を発見した場合は、その道路の管理者へ連絡をお願いします。道路管理者の連絡先は次のとおりです。

なお私有地や私道上の動物の死体は、土地の管理者の責任で処理をお願いします。

#### ①中部縦貫自動車 嶺北国道維持出張所

☎0776-63-7200

#### ②国道・県道 奥越土木事務所管理用地課

☎66-8131

#### ③市道 市民課生活環境係

☎88-8104

詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



### 🐾リサイクルをしましょう

家電（テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機）を廃棄する場合、家電リサイクル法により適正な処理を行う必要があります。

また家庭用パソコンを廃棄する際にも、適正に処理してください。



## 廃棄物処理などに関する支援制度

問 市民課 ☎88-8104

### 一般廃棄物集積場施設整備費補助金

1件5万円を超える一般廃棄物集積場を整備する地区に対し補助します。補助金の額は整備費から5万円を差し引いた額で限度額は5万円です。

### 一般廃棄物処理手数料の減免

天災など特別の理由により一般廃棄物を処理する必要が生じた場合には、処理手数料が減額または免除されます。

### 古紙等再資源化促進補助金

市内の団体などが古紙など（新聞紙、雑誌、ダンボール）の集団回収を実施した場合に補助します。

- ①回収団体 5円/kg
- ②回収業者 2円/kg

詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



### スズメバチ駆除補助金

市民に危害をおよぼすおそれのあるスズメバチの営巣の駆除に対し駆除費用の1/2以内（限度額5,000円）を補助をします。

### 勝山市エコ環境事業補助金

生ごみ処理機などの購入および植栽活動に取り組む団体に花の苗などの購入に対し補助します。

- ①生ごみ処理機  
購入額の1 / 4以内（限度額2万円）
- ②生ごみ処理堆肥化容器  
購入額の1 / 2以内（限度額3,000円）
- ③花の苗など 限度額2万円（年2回まで）  
※花の苗などの補助金は「かつやまをきれいにする運動」の宣言団体が対象で4月～9月、10月～3月の期間内の申請に対し、それぞれ1回ずつ。

## 公共施設の維持補修に関する助成制度

問 建設課 ☎88-8107

### 市道などに関する原材料の支給

市道や生活用水路、公園などの公共施設の維持補修を地区の皆さんで行う場合に、必要な材料を支給（費用を負担）します。

※限度額 1地区5万円

詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



### 市道等除雪活動費助成金

区などの除雪活動団体が市道または生活道路（私道）などを除雪機械で除雪する場合に、除雪活動費を助成します。

助成金の限度額は、除雪延長に応じて6,000円～2万4,000円（雪害対策室・本部が設置された場合は2倍）です。

## 学生向けアパート整備に関する支援制度

問 未来創造課 ☎88-1115

### 福井県立大学恐竜学部生向け賃貸共同住宅建設補助金

県立大学恐竜学部生が市内で居住するための学生向け民間アパート、マンションの建設費の一部を補助します。

- ①対象住宅  
新築であり、間取りが「1R、1Kまたは1DK」の単身者向け賃貸集合住宅

詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



- ②対象区域  
勝山市用途地域、居住誘導区域内または都市機能誘導区域内に建設する住宅
- ③対象者  
住宅を建設しその所有者となる法人または個人
- ④補助金額  
建設費の10% 上限100万円/戸  
※居住誘導区域内または都市機能誘導区域内の場合、上記の金額に20万円上乗せ



# 産業などに関する情報

## 雇用・労働に関する支援制度

問 商工文化課 ☎88-8105

### 医療、介護、障害福祉人材確保奨励金

令和6年4月1日以降に採用された方で次に該当する方に対し奨励金（30万円（年10万円を3年間交付）を交付します。

- ①市内医療機関に勤める看護師・准看護師・薬剤師
- ②市内介護サービス事業所の介護サービス従事者
- ③市内障害福祉サービス事業所の障害福祉サービス従事者

### 介護職員キャリアアップ支援事業補助金

市内の社会福祉法人等が、従業員に対し、市で開催される介護福祉士実務者研修を修了または介護福祉士資格を取得させた場合について、法人等が負担した費用を助成します。

詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



### 融資制度

#### ①市民生活安定資金

市内に原則として1年以上住所を有する方に生活資金を融資（200万円以内）します。

3年以内 年2.1% 7年以内 年2.5%

#### ②勤労者生活安定資金

市内に住所を有する勤労者の方に生活資金の融資（200万円以内）します。

3年以内 年2.1% 7年以内 年2.5%

#### 【共通事項】

※利率は変動することがありますので各窓口へお問い合わせください

※取扱金融機関の審査（融資の目的、返済計画など）により融資できない場合がありますので、詳細については、取扱金融機関でご相談ください

## 農業に関する支援制度

問 農林課 ☎88-8106

### 新規就農者経営支援事業

地域の話し合いで作成された「地域計画」に位置付けられた、就農予定時年齢が原則50歳未満の新規就農者の農業への定着を図るため、資金を支援します。

- ①経営開始資金 年間150万円まで（最長3年間）を支給
- ②経営発展支援資金 1,000万円までの事業費に対し3/4を助成

※経営開始資金を受ける場合は、500万円までの事業費に対し3/4を助成

### 里芋栽培のための生分解性マルチの購入補助

里芋を栽培する農地に使う生分解性マルチの購入費用の一部を補助します。

※1本（長さ200m×幅135cm）あたり3,800円（年度内1回限り）

詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



### 農村発イノベーション推進事業

市内に在住する農林漁業者などが農村資源を活用した体験や加工を行うための施設および機械整備に必要な経費の一部を補助します。

※補助率1/3以内（上限額1,000万円）

### 農地活用支援事業（園芸作物等生産支援事業）

一定規模以上の対象農作物の作付・出荷を行う農業者などで、特定の農業用機械購入（中古機械除く）費用の一部を支援します。ただし生産調整を実施している農業者などに限ります。

※補助率 50万円までは1/2以内、50万円を超える部分は1/6以内（上限50万円）

### 畦畔用防草シートの購入補助

農業者の草刈に係る労力と経費を削減し、畦畔の防草を目的に設置する防草シートの購入費用の一部を補助します。

※購入価格の1/3以内（農地合計面積に応じて上



限度額が異なります)

※担い手は補助上限額を拡充

### 🍷 米保冷库等整備事業補助金

勝山市産米を道の駅に出荷、ふるさと納税の返礼品、学校給食用として出荷する農業者に設備・機械等の購入費用の一部を補助します。

※補助率1/2 (上限額100万円)

### 🍷 原材料の支給

農業用施設などの維持補修を関係者の皆さんで行っていただく場合に、生コンクリートや砂利などの必要な材料を支給(費用負担)するものです。

※限度額は1か所5万円まで

### 🍷 機械・重機借上げの助成

農業用施設の維持補修を関係者の皆さんで行っていただく場合に機械・重機などの借りに上げについて助成するものです。

※経費助成の範囲は実経費の70%以内で、助成の限度額は1か所7万円まで

### 🍷 市単土地改良事業補助金

農業農村整備事業で、土地改良区、市内地区および農地などの管理者(地権者または耕作者)が対象事業者となります。

※対象となる工事は、事業費30万円以上300万円以下で、補助率は暗渠排水、客土工、圃場の区画拡大については50%、農道・水路の新設・改良は70%です。

## 林業に関する支援制度

問 農林課 ☎88-8121

### 🍷 自伐型林業者育成支援事業

持続可能な森林経営を目指す自伐型林業者の育成および確保するため、資金を支援します。

※補助対象者は下記のすべての要件に該当すること

- ①林業に就業時の年齢が55歳未満であること
- ②県内の自伐型林業大学校での研修を全て終了(卒業)していること
- ③ふくい自伐型林業協会に属する個人または団体に所属していること

事業内容：概ね年間100日、5年間自伐型林業活動に取り組むこと

補助額：年間150万円まで(最長3年間)

詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



### 🍷 森林の利用

森林の土地の所有者になった方は面積に関わらず、また個人か法人かによらず、売買契約、相続、贈与などにより、所有者となった日から90日以内に「森林の土地の所有者届出書」による届出が必要です。市内の環境整備を行う際に草刈機の貸出をしています。

## 農地の利用について

問 農業委員会事務局 ☎88-8115

### 🍷 農地法の許可申請

申請書の受付は毎月10日が締め切りです。

農業振興地域内の農用地や地域計画の目標地圏エリア内の農地を転用する場合、事前に区域から除外する手続きが必要です。以下のような個々のケースで手続きが異なりますので、申請前に農業委員会事務局にご相談ください。

詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



- ①農地を農地で売買
- ②農地を農地で賃借
- ③自分名義の農地に自分の家屋を建てる
- ④他人名義の農地を賃借・購入し家屋を建てる

## 中小企業を支援する融資・助成制度

問 商工文化課 ☎88-8105

※①～③の融資の取扱金融機関は、福井銀行・北陸銀行・福邦銀行・越前信用金庫の市内の各支店です。詳細は、取扱金融機関でご相談ください。

### 🍷 ①中小企業振興対策資金

市内で引き続き6か月以上同一事業を営んでいる事業者を対象に設備資金や運転資金などを融資します。

### 🍷 ②小規模企業振興対策資金

従業員数20人以下（商業またはサービス業は5人以下）で、かつ市内で引き続き6か月以上同一事業を営んでいる事業者を対象に設備資金や運転資金などを融資します。

### 🍷 ③新規開業資金

新たに市内で小規模事業を営もうとする方を対象に設備資金や運転資金などを融資します。

### 🍷 中小企業振興対策資金等利子補給金

市の各種融資制度および小規模事業者経営改善資金（マル経融資）のいずれかを受けた事業者で、1事業者に対し1件の融資を対象とし融資利率の1/2に相当する額を補給します。

### 🍷 中小企業人材育成助成金

「ふくい産業支援センター」などの行っている人材育成に関する講座（新入社員研修および資格取得講座は除く）を受講した場合、受講にかかる経費の一部を助成します。



## まちづくりに関する情報

## 地域づくりに関する支援制度

問 総務課 ☎88-1116

### 🍷 にこにこ地域づくり交付金事業

市内10地区を対象に、地域が主体となった、まちの活性化への取り組みを支援します。総額2億5,250万円を基金に積み立て、各地区へ約6,000

詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



※受講料および指定のテキスト代の1/2以内

※1講座あたり5万円 1事業者あたり年間10万円

### 🍷 商業施設出店促進事業補助金

市内の空き地または空き家（空き店舗）を活用して新規に出店しようとする事業者または新分野に進出しようとする方に対し、費用の一部を補助します。なお勝山商工会議所から事前に創業計画などの指導を受け、事業計画を策定する必要があります。

※勝山商工会議所の創業塾などを受講し商工会議所から推薦を得ることが必要

### 🍷 多様な宿泊施設整備支援事業補助金

市内事業者が、県内外からの誘客を促進し、観光産業の推進を図ることを目的とした施設改修などの費用の一部を補助します。

※補助率2/3以内

### 🍷 一般事業主行動計画策定支援事業助成金

事業所が女性活躍推進法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備・能力発達および活躍を図るための行動計画目標、目標達成のための対策などを定める行動計画を策定または変更するための費用の一部を交付します。

※補助率1/2以内（上限額2万円）

1事業者1申請に限る

詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



万円～1億2,600万円を配分します。なおコミュニティセンター設置地区には500万円が加算されます。なお交付金の使用期間は令和13年度までとなっています。



産業など・まちづくり

## 地区公民館施設整備費補助金

区の集会場の新築、増改築および修繕工事や公共下水道などの排水設備工事、屋根雪おろしアンカーの設置に係る費用の一部を助成します。

\* 県のコミュニティ会館整備支援事業実施要領の規定に基づく指定を受けた整備に対しても助成があり

## 地縁団体の申請について

認可地縁団体とは、地方自治法等に定められた要件を満たし、一定の手続きを経て法人格を得た自治区、自治会等の地縁による団体のことをいいます。法人格を取得することで、保有資産を団体名義で不動産登記することができるようになります。地縁による団体が法人格を得るためには、次の①～④の要件があります。

- ① 目的  
地縁による団体が、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動（住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など）を行うことを活動の目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- ② 区域  
地縁による団体の区域が、住民にとって客観的

に明らかなものとして定められていること。

- ③ 構成員  
地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- ④ 規約  
以下の8つの事項を規約に定めていること。  
(ア) 目的 (イ) 名称 (ウ) 区域 (エ) 主たる事務所の所在地 (オ) 構成員の資格に関する事項 (カ) 代表者に関する事項 (キ) 会議に関する事項 (ク) 資産に関する事項

## 申請の流れ

- ① 事前の準備
  - ・ 総会で申請の是非を議決（総会の議事録の写しも必要な書類です）
  - ・ （資産を保有する場合）団体名義にする不動産所有者の把握など
  - ・ 規約案の作成
- ② 必要書類を総務課行政係に提出
- ③ 提出書類の内容を審査（市）
- ④ 認可、告示⇒団体代表者あてに認可された旨の通知

## イベント・市民活動などに関する支援制度

問 未来創造課 ☎88-1115

### わくわくクラウドファンディング応援事業

市民団体が自主的・主体的にクラウドファンディングを活用して取り組むイベントやものづくりを支援することで、やる気ある市民の活躍を後押しします。

- ① プロジェクト事業費  
補助率1/2（上限50万円）
- ② クラウドファンディング仲介手数料  
補助率10/10（上限6万円）

### ちょいチャレ応援事業

市民団体が自主的・主体的に実施する幅広いジャンルの事業を支援することで、やる気ある市民の活躍を後押しします。（事前相談必要）

\* 補助率10/10（上限10万円）

### 勝山市特定非営利活動法人設立支援事業補助金

特定非営利活動法人（NPO法人）を設立する場合、その設立にかかる費用の一部を補助します。

\* 補助率10/10（上限10万円）

### 勝山市民総合大学

市民のみなさんが、心豊かで生きがいのある生活をおくることができるように学習の場を提供します。前期・後期に分けて開催し、取得単位数に応じて学位を認定します。50単位＝「学士」、100単位＝「修士」、150単位＝「博士」

### 生涯学習人材バンク事業

豊富な知識・技能や経験を持った方々を指導者として生涯学習人材バンクに登録し、市民のみなさんに紹介しています。勝山市民で構成する団体等なら年に3回まで利用でき、講師謝礼（5,093円）を市が負担します。

### 勝山市生涯学習センター「友楽喜」

市民の生涯学習の拠点として、勝山市民総合大学の各種講座の開催やさまざまなグループ活動を行っています。

詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



## 青少年や子どもなどの育成に関する支援制度

問 教育総務課青少年センター ☎87-0101

### 青少年健全育成推進事業補助金

勝山市では「勝山市青少年健全育成計画（かつやまっ子応援プラン）」に基づき、市民総ぐるみで青少年の健全育成に取り組む施策を展開するため、各地区の青少年育成活動に対し、申請に応じて補助します。

※助成金額 1団体につき上限額30,000円  
対象経費の90%以内

詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



問 子ども家庭センター（子ども課内）☎88-8771

### 子ども食堂等運営支援事業補助金

ひとり親家庭や低所得子育て世帯などの子どもをはじめとする多様で複合的な困難を抱える子どもを対象に、子ども食堂の運営や学習支援の実施、生活指導支援の実施に必要な経費を補助します。

詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



## 図書館の利用について

問 図書館 ☎88-6000

### 開館時間

- ①平日・・・9:30～19:00
- ②土・日・祝日・・・9:30～17:00

### 休館日

- ①月曜日
- ②毎月最終の木曜日（館内整理日のため・一部変更あり）
- ③年末年始（12月29日～翌年1月3日）
- ④蔵書点検期間（2月24日～2月27日）

詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



### 図書を借りるとき

はじめて本を借りられる方は利用者登録を行います。マイナンバーカードを持って図書館カウンターへお越しください。マイナンバーカードをお持ちでない方は、利用者番号を発行します。借りたい図書などは、マイナンバーカード（または利用者番号）と一緒にカウンターへお出しください。1人10件まで、本は2週間、雑誌・ビデオ・DVD・CDは1週間借りられます。（雑誌は最新号を除きます。）

## 体育施設の利用について

問 健康体育課 ☎88-8127

### 体育施設予約について

- ①施設予約受付期間  
定期使用団体 使用日の2か月前の1日から使用日当日まで  
一般使用者 使用日の1か月前の1日から使用日当日まで
- ②予約方法  
勝山市体育館ジオアリーナ窓口で申請書を提出し予約するか、インターネットの予約システム（「福井県電子自治体推進協議会施設予約サービス」を利用した予約）で予約してください。

詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



※施設予約サービス



### 学校体育施設の利用

地域住民のスポーツ活動の場として、小中学校の体育施設をご利用いただけます。

※団体のみ使用可

（予約・利用料について詳しくは健康体育課までお問い合わせください。）



ま  
か  
し  
く  
り

## 文化事業に関する助成制度

問 未来創造課 ☎88-1115

### 🍷 郷土芸能施設整備事業補助金

各区の所有する郷土芸能施設の新調、修繕、改造または施設の保管倉庫などの新築、改築、修繕で、1件20万円以上の事業に対し補助します。  
※補助率 対象経費の30%以内（上限400万円）  
※ただし左義長櫓を収納する建物に関する事業で景観に配慮するものについては、その景観に配慮するために要する経費の75%以内を補助（上限750万円）

問 商工文化課 ☎88-8113

### 🍷 文化財補助金

国県および市指定文化財の修理に多額の経費を要し、所有者または管理団体がその負担に堪えない場合、その他特別の事情がある場合において、その経費の一部に充てるため当該所有者または管理団体に対し、予算の範囲内で補助します。

## 景観・都市計画について

問 建設課 ☎88-8107

### 🍷 景観法に基づく届出

勝山市では景観法に基づき、届出・手続きの内容と配慮すべき基準（景観形成基準）を定めています。このため、景観の形成に大きな影響をおよぼす大規模建築物（建物、工作物、広告物）などや、本町通り、平泉寺地区などの景観形成地区において一定規模の新築、増築または外観の変更について実施する場合は、事前に届出が必要です。

### 🍷 屋外広告物の掲示許可

屋外広告物を掲示するには許可が必要です。県では、美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法に基づき福井県屋外広告物条例を制定しており、設置許可など事務の一部を市が行っています。

### 🍷 低未利用土地等の譲渡所得控除に係る確認書交付

「低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置」の要件を満たす低未利用土地等を令和7年12月31日までの間に譲渡した場合、最大100万円の控除を受けることができます。市では、この控除を受けるために必要な「低未利用土地等確認書」の交付を行います。

### 🍷 勝山市立地適正化計画に係る届出

都市再生特別措置法第108条第1項に基づき「都市機能誘導区域」外で誘導施設（病院、診療所、歯科診療所、高齢者福祉施設、一部の大規模小売店舗など）を整備する場合や「都市機能誘導

詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



区域」内の誘導施設を休廃止する場合「居住誘導区域」外での一定規模以上の住宅を整備する場合は行為を着手する日の30日前までに市へ届出が必要になります。

### 🍷 国土利用計画法に基づく土地取引にかかる届出

一定面積以上の土地取引を行ったときは、国土利用計画法に基づく届出を契約締結日を含めて2週間以内に行う必要があります。利用目的の審査が行われます。届出が必要となる土地取引面積は、次のとおりです。

- ①都市計画区域 5,000㎡以上
- ②都市計画区域外の区域 10,000㎡以上

### 🍷 勝山市歴史的まちなみ景観創出事業補助金制度

歴史的まちなみや伝統行事が色濃く残る本町通りと、国史跡指定を受けている平泉寺町平泉寺の伝統的民家やその他の市内各地における歴史的建造物の景観保全を目的とし、地域の方の理解と協力をいただき「歴史的まちなみ景観創出事業補助金制度」を進めています。

建物の外観や広告物、工作物などを伝統的工法やこれに準じたもので、景観に配慮し、創意工夫を行ったものに補助金を交付するものです。

区域によって補助対象物件および補助限度額が異なります。





# 住民票・戸籍・税について

## 住民票・戸籍などの交付

問 市民課(市民) ☎88-8102 (税) ☎88-8101

各種証明書の交付は市役所の窓口のほか、窓口に来なくても様々な方法で取得できます。(窓口でなければ取得できない場合もありますので、詳細はホームページでご確認ください)



主な証明書	コンビニ	時間外(要予約)	広域交付	郵送
住民票の写し	○	○	○	○
戸籍証明書	○	×	○	○
印鑑登録証明書	○	×	×	×
所得・課税証明書	○	○	×	○

詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



### ☛ コンビニ交付サービス

マイナンバーカードをお持ちの方は、全国のコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機で各種証明書が取得できます。

### ☛ 住民票・所得課税証明書の電話予約請求(時間外交付)

開庁時間内に電話で予約することにより、時間外に宿日直室で住民票および所得・課税証明書を受け取りできます。

### ☛ 住民票・戸籍証明書等の郵送請求

郵便で請求することにより、住民票や戸籍証明書を受け取りできます。

## マイナンバーカードについて

マイナンバーカードは、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な本人確認書類として利用でき、また次のような様々な行政サービスなどを受けることができるICカードです。

- ①コンビニで各種証明書が取得できる
- ②健康保険証として使える
- ③運転免許証として使える
- ④オンラインで行政手続きができる
- ⑤民間のサービスで使える など

### ☛ 電子証明書の暗証番号を忘れたりロックされてしまったら…コンビニで初期化・再設定

マイナンバーカードには「署名用電子証明書」(暗証番号が英数字6～16文字のもの)と「利用者証明用電子証明書」(暗証番号が数字4桁のもの)が搭載されています。

署名用または利用者証明用のどちらか一方の暗証番号を把握していれば、



マイナンバーカードの申請はこちら



スマートフォンアプリとコンビニのキオスク端末でもう片方の暗証番号の初期化(ロック解除)・再設定ができます。

### ☛ マイナンバーカード・電子証明書の更新

マイナンバーカード、電子証明書には有効期限があります。更新が必要な方には「有効期限通知書」が届きますので、忘れずに更新をお願いします。



### ☛ マイナンバーカードに関する手続きは予約を!

市の予約サイト又は電話で予約をしてください。予約サイトから予約できる手続き

- ①マイナンバーカードの交付申請
- ②マイナンバーカードの受取(新規・更新)
- ③電子証明書の更新

※上記以外の手続きは電話で予約をお願いします。



## 市税に関すること

問 市民課 ☎88-8101

### 市税を納付できる場所

市役所会計課、金融機関\*、キャッシュレス決済、コンビニエンスストアなど（納付書裏面に記載）で納付できます。

※地方税共同機構ホームページ掲載金融機関等

### 市民税・法人市民税均等割の減免

次に該当する方は、その状況に応じて軽減または減免になる場合があります。申請は納期限までに減免が適用されるかどうかの判断のため、詳しく事情をお聞きする必要があります。お早めにご相談ください。

- ①生活保護者
- ②当該年度に所得が激減し、生活が著しく困難となった者またはこれに準ずると認められる者
- ③災害により著しい被害を受けた者
- ④公益社団法人および公益財団法人またはNPO法人で収益事業を営まないもの
- ⑤学校の後援団体またはそれに準ずるもの など

### 固定資産税・都市計画税の減免

次に該当する場合、固定資産税・都市計画税について、軽減または免除する制度があります。

- ①生活保護者自らが所有し居住する土地、家屋
- ②各区などが地域の公益のために使用する会館および敷地
- ③災害などにより著しく滅失した家屋など

### 固定資産税の減額

次のような工事要件に該当している場合、申告すると、固定資産税が減額されます。

- ①バリアフリー改修工事
- ②住宅耐震改修工事
- ③省エネ改修工事
- ④長期優良住宅建築など

### 軽自動車税の減免

一定の要件に該当する身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者および精神障がい者の方が所有している車両の軽自動車税について1台分を免除します。ただし自動車税（県税）で免除を受ける場合には対象外となります。また、身体障がい者が18歳未満の場合、知的障がい者または精神障がい者の場合は、生計同一者が所有する車両でも可能です。

詳細は右の二次元バーコードからホームページをご確認ください



### 国民健康保険税の減免

次に該当する場合は、国民健康保険税について、減免になる場合があります。

- ①当該年度に所得が激減し、生活が著しく困難となった場合
- ②災害により著しい被害を受けた場合
- ③扶養者が後期高齢者となり、被扶養者が国民健康保険に加入する場合
- ④出産予定または出産した場合

### 申請による徴収・換価の猶予

次に該当する場合、猶予制度があります。

- ①災害により財産に相当な損失が生じた場合
- ②本人または家族が病気にかかった場合
- ③やむを得ず事業を廃止または休止した場合
- ④利益減少など、事業に著しい損失を受けた場合

### 家屋の取り壊し

家屋を取り壊した場合には、市民課資産税係に「家屋の取り壊しの届出書」を提出してください。その家屋の固定資産税・都市計画税は、翌年度から課税がなくなります。また取り壊した家屋が登記してある場合には、法務局へ「滅失登記」の手続きも必要です。

※年税ですので、年度中に家屋を取り壊されても還付されません

未来に、投資を。



い い こ  
**115**プロジェクト スタート!

暮らしのガイドブックかつやま (2025年4月発行)

〒911-8501 福井県勝山市元町1丁目1番1号 勝山市総務課  
TEL (0779) 88-1114 FAX (0779) 88-0222  
URL <https://www.city.katsuyama.fukui.jp>